

第6回 「市民参加条例」策定に係るワークショップ 議事録

- 【日 時】 平成 23 年 4 月 2 日 (土) 10:00～12:00
【場 所】 茅ヶ崎市役所分庁舎 5 階 A・B 会議室
【出席者】 市民：17 名、茅ヶ崎市職員：7 名、コンサルタント：4 名

議事次第

1. 開会
2. あいさつ
3. 全体討議
4. グループ討議
5. グループ討議結果の発表
6. 閉会

1. 開会

事務局(石井)

第6回「市民参加条例」策定に係るワークショップを始めさせていただきたいと思
います。

開催に当たりまして、まず初めに事務局の方からごあいさつ申し上げたいと思いま
す。

4月に入りまして、平成23年度ということで、新たな事業年度を迎えたところでご
ざいます。このたび、4月1日付けをもちまして、市民自治推進課長の人事異動がご
ざいました。前任の高橋につきましては監査事務局の方へ異動ということになりまし
て、今年度から新たに市民自治推進課長として、市民相談課から課長の山田が後任で
異動してまいりました。

まずは、市民自治推進課長の山田の方からごあいさつさせていただきたいと思いま
す。

2. あいさつ

山田課長

◎「市民参加条例」策定に係るワークショップの開催にあたってのあいさつ

皆様、おはようございます。本日は、「市民参加条例」策定に係るワークショップ
ということで、皆さん、休みのお忙しい中、こうして時間を割いて来ていただいたこ
と、まず心から感謝申し上げます。

私は、4月1日に市民相談課から異動してまいりました山田と申します。まだ赴任
したてで、あまり皆さんのことも知らないし、「市民参加条例」策定に係るワークシ
ョップはもう6回目ということで、今までの状況をあまり承知してないような状況な
のですけれども、もともと「市民参加条例」、名前が示すとおり、皆さん市民のため
の条例だと私は思っております。ですから、やはり皆様によく話し合っていて、
市民の方々の意見をよく聞いた中で、じっくり、ゆっくりと策定をしていくことが、
皆様、茅ヶ崎市民のためになると考えております。私どもは本当に市民の方々のため

に働く職員でございますから、皆様によく意見をお聞きして、教えていただくこともたくさんあると思いますから、そういう中で一緒にこの条例をつくり上げていけたらと考えております。本当によろしく願いいたします。

最後になりましたが、高橋課長の方からは、皆様によろしく伝えてくれということでした。また、今、言いました、じっくり、ゆっくりということも高橋課長の方から伝えていただいておりますので、そのこともお伝えしておきます。よろしく願いいたします。

3. 全体討議

事務局(石井)

それでは、配布資料の確認をさせていただきたいと思います。お手元の資料の確認をお願いいたします。

まず、資料の6-1といたしましてプログラムが1部。資料6-2は、ワークショップで出された質問になります。それから、資料6-3として、ワークショップの進め方について、こちらはA4で2枚つづりのものになっております。続きまして、資料6-4、市民参加の考え方と現状の課題について、こちらはA3のものが1部でございます。それから、参考資料6-11といたしまして、前回、第5回の議事録をお配りしております。

お手元のない資料ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

本日のワークショップの内容につきましては、ワークショップニュースなどに記録としてまとめて、公表していきたいと考えております。そのために、討議の様子の写真を撮らせていただくことがございますので、その点につきましてご理解、ご協力をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速、始めたいと思います。

幸村さん

質問があるのですが、前回、初めてですから、私だけがわからないのかもしれませんが、議事録は参考資料となっておりますよね。ほかの資料は参考という字がないのですけれども、何かこれ、区分があるのですか。例えば、参考資料は市の文書の保管規定の対象となるのか、ならないのか、取り扱いの差があるのかどうかという意味の質問です。

事務局(村上)

市民自治推進課、村上と申します。

今のご質問ですけれども、行政文書管理規則、行政文書管理規程に基づいて、私ども文書等の保管を行っていくこととなりますが、その部分において参考資料と資料の区分というのは特にございません。いわゆる行政文書という扱いになれば、どちらも同じように保存していくこととなります。

ここの使い分けですけれども、本日のワークショップの議論でお使いいただく資料という意味で、資料6-1から6-4をお示しさせていただいております。参考資料の方は、前回の確認を皆様にお願ひしたいという意味合いでお配りをさせていただいております。そういう性格の違いから、参考資料ということで表記をさせていただいております。よろしく願いいたします。

幸村さん

わかりました。

洪田さん

関連で、この議事録は、私たちが見て、つくったわけではないので、私の議事録も、

前に話をしましたが、有罪を無罪、無罪を有罪というふうにしやべった内容が、180度違う内容があることがあるので、発言をされた皆さんもご覧になっていただいて、市の方へ言うようにされた方がいいと思います。この議事録は、私たちの了解を得てつくったわけではないと思います。よろしくお願いします。私も、実は憤慨しているところです。

事務局(村上) 申し訳ございません。間違いがあったことはお詫びいたします。そういった部分も含めまして、ご確認をいただいて、その上で公開していきたいということで、お願いしておるところでございます。よろしくお願いいたします。

事務局(石井) それでは、プログラムに沿って、まず全体討議の方から入りたいと思います。ここから先につきましては、ファシリテーターの方へお譲りしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ファシリ
テーター おはようございます。本日もまた、よろしくお願いいたします。

(能率協会:白鳥) きょうは、資料6-1のプログラムに書いてございます流れで、検討を進めたいと考えてございます。最初に、全体討議で、前回の質問の回答を含めて、本日の進め方とグループ討議の実施方法を確認していただいた上で、グループ討議に入っていただきたいと思います。また、後ほどご説明しますけれども、前回、各グループで次回はこうしようという話し合いをしていただきましたので、それを踏まえて、各グループで討議していただいて、最後に各グループの討議結果を、全体で共有するために発表していただきたいという大きな流れで進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、前回出た質問に対する回答ということで、市民自治推進課の方からご説明をお願いできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局(村上) 市民自治推進課、村上からご説明させていただきます。資料6-2をご覧いただきたいと思います。

前回、第5回の資料3で、A3で8ページの資料をお示しさせていただきました。今まで市の方にご質問いただいて、未回答の部分の整理した資料で、1点、訂正を申し上げます。市民参加について、市の認識、姿勢、考え方についてということでご質問をいただいた部分で、自治基本条例第16条を前提と申し上げたのですけれども、前回、皆様方からご意見いただきまして、おっしゃるとおりですので、基本的に自治基本条例の立法趣旨と申しますか、目的と申しますか、そういったところに立ち返りまして、広く大きくその目的にかんがみて考えていきたいということで、訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それから、第5回ワークショップの中で質問としていただいた部分について、現時点でご回答させていただきます。

まず、1点目は、ブログを立ち上げて、そこで情報発信をする、そして双方向性を確保できないかというご質問、ご提案をいただいております。その部分で、さまざまな検討をさせていただいております。もう直ちにとというニュアンスでご質問いただいているところではございますが、誠に申し訳ございません、現状、結論としては設置が難しい状況でございます。コンサルタントの費用負担でどうか、というご提案もいただいているのですけれども、その部分についても難しさがございます。市の方としても、情報主管課、それから広報主管課、いろいろ話し合いをしているのですけれども、なかなか難しい面がある。

1つには、セキュリティーの制約があるということ。もう1つは、市として設置をする、そこに書き込みをするということは、市としてある程度責任を持って書き込みをしなければならない。ご質問いただいても、それに対する回答はある程度時間をいただく部分がございます。それから、だれでも書き込みができるということになりますと、成り済まし等の懸念も多分でございます。そういった部分が解決できないと設置は難しいというところまで、今、話し合いをしている状況でございます。引き続き担当主管課と調整をしていきたいと考えております。

2番目ですけれども、これは前回の会議の前に郵送でお送りさせていただきました、市の方でまとめました『市民参加推進のための基本方針』の検証について」という資料でございます。3ページの6番目のところに、課題を5点ほど示させていただきましたけれども、その部分で、課題はわかった、それについて市の方で解決策をというご意見でございました。この部分につきましても、誠に申し訳ないのですが、前回、高橋課長からお答えしたことの繰り返しになりますけれども、この辺の部分も踏まえて、これから皆さんにご議論をお願いしたいと思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

益永さん

すみません。益永と申します。

今、ご回答がありましたブログについてですが、明石市では、ごみ行政について市が責任を持ってブログを立ち上げて、例えばきょうは雪が降りましたけれども、皆様のところではごみの収集に支障がありませんでしたか、市ではこんな丁寧な取り組みをしていますというようなことが書かれていて、すぐに書き込むのではなくて、一度預かって、ちゃんと出せるものを発信するという形をとっています。それから、コンサルタントとの契約の中では想定していないとありますが、それではコンサルタントと契約されている仕様内容についてぜひ開示をしていただいて、本当に解釈上難しいのかどうかといったことを知りたいと思います。

石塚さん

いいですか。ちょっとぼけているかもしれませんが、第5回の市民参加条例ワークショップであった意見がまとまったものはもらったのでしたっけ？いつももらったんだっけ？前は、第3回、第4回じゃなかった？第5回目のものは、もらっていないでしょう。もらっているの？

もしありましたら、私にください。本日、第6回ですから第5回のを。

渋田さん

浜竹の渋田ですが、第5回の回答欄の下から2行目「広報主管課にご意見を伝えます」と書いてあるのですが、広報主管課というのは茅ヶ崎市役所の組織にはないと思います。秘書広報課となっていると思いますので、高橋課長が好き好んで主管課という言葉を使っていたと思いますが、組織にない言葉を新しい課長は使わないように。それと同時に修正してください。秘書広報課ですから。よろしく。

事務局(村上)

市民自治推進課、村上です。

契約の内容につきましては、差し支えがある範囲か、ない範囲か、ちょっと精査をさせていただいて、その上でお示しをさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、明石市の事案につきましては、先般、益永さんからも資料等をいただいておりますけれども、その辺も参考にさせていただきながら、引き続き協議をしていきたいと思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

それから、広報主管課の方です。申しわけございません、広報を主管するという意

味で使わせていただいたのですけれども、具体的な名称の方がわかりやすいということですので、以後、そのように。

渋田さん

秘書広報課で、茅ヶ崎警察署を呼んだんだよ。そうしたら、茅ヶ崎警察署から注意が来ている。だから、はっきりした組織名で呼んでください。去年7月かな、注意が来ている。高橋課長のような人間があまりこういうことをやると、主管課なんていうことを書くといけないから、市民に目線に立った意見を聞く会なんだから、ちゃんとした組織の名前にしなさいということなんです。よろしく。あなたたちも高橋課長の言うことを聞いていたんだけど、昨日からは違うんだよ。十分考えて。よろしく。

事務局(村上)

以後、わかりやすいように。

渋田さん

何なら茅ヶ崎警察署に聞けば、すぐわかるよ。

ファシリ

よろしいでしょうか。

テーター

続きまして、本日の進め方について、まず全体で確認したいと思います。資料 6-3 をご覧いただいてよろしいでしょうか。ここに、各グループで、前回、どんな意見があったか、話し合いの進め方について要約させていただきました。

(能率協会:白鳥)

グループ A につきましては、条例で何を期待するか、何を達成したいかといった大きな考え方を最初に議論してはどうかという意見が出ています。

グループ B につきましては、「○」の 3 つ目、背景や課題から話し合った中で目的や定義、市長の責務に進んでいってはどうか。それから、6 番目の「○」の下線、最初は市民参加に対するイメージを少し共有しながら、盛り込む項目を検討してはどうかといったような意見が示されております。

めくっていただきまして、C グループにつきましては、基本的項目の方は最後の段階で検討ということで、まず具体的な市民参加の段階で、問題点や課題を話し合った方がいいのではないかという意見が出ております。

「2. 第 6 回の進め方」は、グループ A から C でこんなふうに進めましょうという形でまとまっていたかと思しますので、本日ににつきましては、各グループで前回話し合った流れに沿った形で、続きの話し合いを進めていただければと考えてございます。

3 ページでございます。話し合いを進める上での確認事項ということで、本日の話し合いの流れが①、②と進んでございまして、グループで発表していただいた結果を④、各グループの話し合いの結果を全体で共有するということも含めて、グループ発表をどなたかにしていただきたいと考えてございますので、各グループで発表者を決めていただき、発表をしていただきたいというところでございます。

それから、グループ討議を行う際の留意事項ということで、一応、これまでの反省を含めての振り返りでございますが、新しい参加メンバーのことも配慮して、最初に前回の振り返りを行いましょ。それから、当面、各グループのメンバーを固定した形で進めていくことでお願いできればと考えてございます。それから、行政職員も参加者の 1 人という形で議論に参加をしていただく。ポストイットにつきましては、1 枚につき 1 つの意見ということで、原則的には参加者の皆さんに書いていただきたいと思いますが、各グループのファシリテーターが補足するようなこともございます。

そんな形で進めていただきたいと思っております。

あと、資料 6-4、A3 のペーパーになりますけれども、こちらにつきましては、議論

のたたき台といいますか、参考の材料という形で、上の方に計画などの段階ということで、ステップ 1、ステップ 2、ステップ 3 というものが、計画の策定に当たっての最初の市民ニーズの把握の段階、それから計画策定等に向けて検討する段階、それから計画案を策定、公表する段階というところ。それから、その後に計画に基づく事業実施や進捗管理、評価といった段階で、まず大きく分ける。左側の表則の方につきましては、手法が 1 から 9、その他というところ、あと、上の方には基本的な考え方とございます。これは、今までのワークショップの中で、皆さんから出された意見を落としとしたところの整理になってございますので、こちらのペーパーも話し合いの中で適宜活用していただいて、進めていただければと思います。

そういうことで、各グループで前回の続きの話し合いをしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

幸村さん

本日、話し合う項目が一応説明されましたけれども、私、前回は初めての参加だったんですが、前回、資料 5-2 で、市民参加条例に盛り込む項目と、今後の検討予定案というものが示されて、これを眺めながらグループ討議をやったというふうに記憶しているんです。それで、盛り込む項目は、次回の具体的なテーマになります、したがって各人が基本的項目という章立てといたしますか、項目立てに対する自分の意見と、それぞれの項目ごとに、自分は何を条文化したいかというキーワードを並べて、本日出てこい。こういう説明を受けたと私は理解しているのですが、この点と、本日の議題との関係はどうなっているのでしょうか。

ファシリ
テーター

(能率協会:白鳥)

A グループにつきましては、そういう方向で話し合いが進められましたので、その方向に従って進めていただきたいと思いますということでございます。B と C につきましては、若干ニュアンスが違った進め方をしようということで話し合いが進められてございます。例えば、資料 5-2 の市民参加の方法とか仕組みを先に話し合ったらどうかとか、市民参加のイメージを共有しながらやっというところがあったので、それは各グループの進め方に従ってやってもらうことがいいだろうということで、提案をさせていただいているところでございます。

幸村さん

そういう意味ですか。

ファシリ
テーター

(能率協会:白鳥)

はい。

洪田さん

司会者にご意見を申し上げますが、能率協会の司会力は非常に買っておる人間ですが、A、B とか C で分けたときには、次の会の初めに全体討議を 30 分なり何なりして、A とか B とか C の意見を、例えば A の意見を B も C も認知の上で、新しい項目について討論、または議論の説明をされると思うんですが、能率協会としては変わった方針をされるようになったのでしょうかという意見を申し上げておきます。A とか B とか C のそれぞれの意見を事前に 30 分なり、みんなが認知できるようにされるのが能率協会の今までのやり方と思いますが、よろしく願います。

ファシリ
テーター

(能率協会:白鳥)

今の内容をまとめたものが、ただいまご説明した資料 6-3 の内容であるというように理解いただければと思います。

洪田さん

あなたがまとめたんでしょう。みんなは知らないんだから。あなたが本当にまとめたかどうか理解できないんです。だから、みんなで意見を 30 分ぐらいして、それ

から2時間半なら2時間半を、それぞれA、B、Cで話し合えばいいんじゃないでしょうか。それが今までの能率協会の方針だったと思いますと申し上げているんです。あなたが違う方針をされたので、能率協会として、違う方法を決めました、こういうことについては、それぞれ分けた方法でやるようになっていきますというのだったら、それは茅ヶ崎市の方へ申し上げます。よろしく。あなたは司会者ですから。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

基本的には、前回の各グループの合意を尊重して話し合いを進めていただきたいと考えて、ご提案をしているところでございます。よろしいですか。

渋田さん

よろしくないじゃない。だれも言わないじゃない。だから、みんなで初めに30分ぐらいやるんだよ。前回、うちのところではこういう話がありましたと、Aの代表者が、またはBの代表者が、Cの代表者がお話をしてから、またそれぞれA、B、Cに分かれて話をすべきなんだよ。それが推進のための1つのやり方なんだよ。能率協会から私は教わりましたがね。昔、30年ほど前に。よろしく。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

全体での確認ということは、これからも適宜やっていくことにしたいと思いますけれども、前はそういう流れで、各グループで話し合っていたので、その流れに沿って話を深めていただければと思います。よろしいですか。

渋田さん

我々市民の目線で見た条例をつくろうとしている。司会者として、そこは十分に反省してください。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

そういう意見も含めて、課題になっていくこともあるかもしれないので、グループの中でまた話し合いを深めていっていただけてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

渋田さん
山田課長

今、私が言ったことは議事録に書きとめてください。よろしくをお願いします。

今、おっしゃったことは確かに重要だと思いますので、渋田さんは、それぞれのグループが1回やったことを、最初に全部出して、そのことについてみんなで話し合いをした方がいいということをおっしゃっているんですね。

渋田さん

Aの話も、Bの話も。

山田課長

Aの話もBの話も共有した方がいいという話ですね。

渋田さん

うん。

山田課長

だから、渋田さん、今回は前回の続きでA、B、Cグループで討議してもらって、今度、この次の機会なり、ある部分を集約できたところで、みんな話をすればいい。

渋田さん

そういうような見解を市の方でされるんだらば、7回目の次回のときにまとめてください。

山田課長

それでいいですね。

渋田さん

7回までとなくなっていますが、前の高橋課長も、ゆっくり充実してやるということがあったので、8回目、9回目があることも検討してください。

山田課長

はい。

幸村さん

ちょっと関連して。それぞれのご意見はごもっともなのですが、どういうやり方にせよ、前回の記録が、その次のワークショップの当日にしか配られないという、どうしたって今のような繰り返しになってしまうと思うのです。前回から今回ま

で2週間という時間があるんですから、前回の記録にちゃんと目を通した上で次回に参加すると、そういう仕組みになりませんか。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

ご意見、ごもっともなものですけれども、今回、議事録を全文起こしという形で行ってございます。それを、さらにグループ別ということで、かなり分量の多いものになってございます。これを全部起こすのと、それを市の職員の方にチェックしていただくという流れを考えると、今のところ、当日配布というのがぎりぎりのタイミングとなってしまっているところでございます。

幸村さん

じゃあ、インターバルを長くしたら？要するに会合のピッチを。じゃないと、毎回毎回、時間の半分は前回の確認で終わってしまって、前へ進まない。じっくり、ゆっくりもいいですけども、能率はよくやらないとね。そういう意味で、タイトなスケジュールを組んで、これで精一杯というなら、ピッチを、インターバルを長くすればいいわけでしょう。もう1週間あったら、そういうことができるわけでしょう。と思いますけども、皆さんいかがですか。

佐々木さん

インターバルを長くするのもそうなんですけれども、ちょっと思ったんですけども、今、白鳥さん言われた中で、全文起こしをして、市の職員がチェックをするという工程があるじゃないですか。だけど、これ、案なわけだから、最終的に発言者がチェックをして最終原稿になるわけだから、職員のチェックは要らないんじゃないですか。そうすれば、3日でも4日でも短縮できるんじゃないですか。2日前でもいいから送ってもらえれば多少目を通せるので、そうすれば混乱はなくなるような気がするんですけども、その辺どうでしょうか。

事務局(村上)

市民自治推進課の村上です。

若干補足というか訂正をさせていただきます。実情をちょっと申します。今、市の方でチェックと白鳥さんがおっしゃったんですけども、申し訳ありません、実情、チェックできてないんです。そのぐらいのぎりぎりの感じなんです。皆さんにお配りして、訂正があればお願いしているところでございますが、私どもも同じ状況で、これから必要なところは訂正していかなければいけないというのが現状でございます。メールでこれが送られてくるのは、木曜日とか金曜日の深夜、早朝という状況でございます。実情は、そうなってしまっています。

中村さん

なかなか前に進まないのですけれども、今の中で、当然、市と日本能率協会さんとの契約があって、その契約の中に何と何と何をやるということが決められていると思うのですね。今、全文議事録を書いているのは市なのですか、それとも日本能率協会なのですか。もし、日本能率協会ということであれば、初めからそれが業務の中に入っていたのですか。本来、入っていないなら、市がやらなきゃいかんですね。だから、何もかも全部、能率協会ということではなくて、会を速やかに効率よくやるには市もやっっていかなければいけないと思うので、そこら辺は契約関係がベースになると思うのですが。

事務局(村上)

市民自治推進課、村上です。

契約では、全文の、こういう形の議事録の起こしまでは含まれておりません。ですから、そういう意味ではおっしゃるとおり、本来、市でやらなければいけない業務というところはございますが、今は能率協会の方に若干甘えてお願いしている部分でございます。契約としてはそうなっています。

中村さん

日本能率協会を応援するわけではないですが、支援するわけではないですけど

も、やはりみんな時間というのはコストなのですね。市の職員は、おそらく時間をコストと考えてないかもしれないけれども、民間の場合はみんなコストですから。所定の契約金額があって、その中でやっていかなければいけないときには、追加料金を払うか、あるいは市がやるか、そういうことをまず市の方でちゃんとしっかり考えて、やっていただきたいと思います。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

次回につきましては、4月は今のところ3回の日程が決まって、ご案内をしているということなので、そこはちょっといじれないと思いますけれども、5月以降につきましては、ピッチも含めて、ちょっと検討させていただければと考えます。よろしくお願いたします。

それでは、ちょっと時間が押していますけれども、これから11時45分ごろを目標にしまして、各グループの話し合いを進めていただければと思います。

青木(有)さん
事務局(村上)

5月以降というのは、決めるのは、行政の方ではないですか。

今、私ども主催者として、当初2回ぐらいは実質的な議論に入れなかったところもございますので、まずはそのあたりの、延長というのですかね、そういうところを視野に入れております。そういうところで期間設定も、本日、いただきましたご意見も踏まえて設定していきたいと思ひます。以上でございます。

青木(有)さん
ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

勝手にしゃべることじゃないのに何でしゃべったのか、今、わからなかったから。すみません。失礼いたしました。

では、よろしくお願いたします。

石塚さん

もし、正式に延ばすのであれば、次回の7回を中止して、資料をきちんと読んでくださいというぐらい言ったっていいんじゃないですか。それを、4月に3回どうしてもやりますと言うから、また同じことをやるようになってしまうので、話が見えないじゃないですか。だから、きちんとした議論をして、みんなで意見をまとめて、前回の意見を反省しながら、もう一回きちんとやるのであれば、本日、6回は仕方ないとしても、7回目をずらしてでもやるべきじゃないですか。そういうことが、行政が市民の声を聞いてくださいと言っていることの大きな意味なんです。それを、スケジュール3回、それで次回も同じことをやられたら、毎回、話が見えなくなってしまうんです。私はそう思ひますが。

山田課長

わかりました。ちょっとその辺、契約の部分もあるので、私どもの方でその線に沿って検討をして、またお知らせしたいと思ひます。本日、即答はちょっとできませんが、その線で検討したいと思ひしております。

有竹さん

有竹です。提案、お願いなのですが、11時45分までとなっているんですが、グループ討議を11時30分までにして、残り30分間で各グループの発表と、それをもうちょっとみんなが、自分たちが共有できる時間に充ててもらえないでしょうか。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

どうでしょうか。11時半までということで少しピッチを上げて、その後、少し共有の時間をとりましょうというご提案でございます。

では、そういうことで、各グループで話し合いをお願いたします。

◎以降、3グループにわかれてグループ討議を実施した。

4-1. グループ討議 (A班)

- ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)
幸村さん
- では、よろしくお願いいたします。
さっき、幸村さんがおっしゃったように、みんなでキーワードとかを考えていきましょうというのがAグループだったんですけれども。
いや、そういう話も出たけど、結局、ここに書いてあるように、資料6-3の、グループAはこういう討議をしましたよと。書いてあることは、これはこれで正しいと思うので、引き続きこれをやるなら、やったらいいんじゃないかなと思いますけどね。ただ、私は、この資料で、白鳥さんに対して、これは我々がどうこれを使って、何をやってきたらいいんですかと聞いたら、さっき申し上げたようなことを回答されたから、私がそれに沿って、それが今回、自分に対する宿題だと思ってやってきましたけどね。
- ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)
幸村さん
- ありがとうございます。
だから、その前に目的をはっきりさせようと、共有しようというなら、それも重要なことですから、進めたらいいんじゃないかな、そう思っています。
- ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)
幸村さん
- わかりました。前回、確かに、目的とか行政の責務とか市の責務という、この基本的な項目についてやりましょうというお話をした中で、そういう、これごとにやりましょうという意見と、あと、もう少し、さらにその前段というんですか、条例でこういうふうになると、こんなことが達成できるんじゃないかとか、何のための条例かみたいなのところをもう一度、市民の思いといいますか、市民の言い方で整理するようなところも重要なのかなという意見もあったのかなと。
- 濱村さん
- それも確かにありましたよ。だから、多分、Aグループの結論は、次回はそれを明確にしましょうねということで終わったはずだという認識です。私はね。皆さんはそれぞれ認識が若干違うかもしれませんが。
- ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)
幸村さん
- ここに書いてあるのが、私は考えやすいな。確かに、これで少しは考えましたけど、こっちのほうが考えやすいな。
こっちのほうが。大きな考え方はこっちのほうが考えやすいと。
ちなみに、これが、第3回のおきに出た、皆さんに書いて頂いた意見をまとめたものですが、この上のほうが、条例、市民参加の基本的考え方みたいなのところで、市民、行政の意識の違いがあるんじゃないかとかといったところですね。その辺の食い違いを縮めていきましょうといったような意見が出ていたのかなと思います。
どうしましょう。最初に、そうしたら、達成すべき状態ですとか、何を期待するのかみたいなのところを最初に話し合いませんか。どうしましょうか。最初に書きますか、こういうところを言いたいみたいなのところを。
- 幸村さん
- 私は、条例の目的に関しては、私なりの考え方をプリントしてきましたけど。皆さんに合意して頂けるかどうかは別として、私はこう考えたいと。それをお配りしますか。
- ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)
- はい。

濱村さん じゃあ、書きましようよ、それぞれ考え方を。せつかくポストイットがあるから。

幸村さん 私はこれでいいですね。ご希望があれば配っても構いません。部数はたくさんあります。全員分あります。

ファシリテーター (能率協会:白鳥) それも配って頂いて、よろしいですか。

幸村さん ただ、私の一意見ですから。

両面ありますけど、反対側は他のまちの例ですから、それを参考にして、いろいろ自分なりに勉強して、まとめたつもりです。そういう案です。ただ、これを私、自分で書いていて気がついたのは、参加条例として目的を明確にするときに、第1条、目的と、普通こう言いますよね。その第1条として書くのか、あるいは、条例の前文として書くのか、書き方が2通りあるんだろうなど。どっちを私たちは選ぶのかなという疑問を持ちながら、資料をつくっていました。

ファシリテーター (能率協会:白鳥) 前回の話し合いを少し振り返ると、自治基本条例をつくった経緯の中では、最高規範となるかどうかも含めて、いろいろあったんだと。最高規範として、市民案では位置づけていたものが行成案では削られてしまったところがあったんでしょうけれども。

佐々木さん 今、最高規範じゃないでしょ。最高規範性は全くないですよ。現状の茅ヶ崎の条例は、最高規範性はない条例ですよ。

茅ヶ崎市の自治の目安としてしか運用できない条例であって、市民の信念だとか自治に対する考え方だとかというのを明確に骨格として示す条例ではないですよ。だって、それはうたってないし、市はそういう条例にすることを拒否したんだから。だから、学説的に言うと、自治条例であって自治基本条例じゃない。規範条例でもないですよ。

幸村さん だけど、出るところへ出れば、これはやっぱり100点とれるかどうかは別として、合格点がとれる自治基本条例ですよ。まちの憲法ですよ。

佐々木さん いや、優、良、可、不可で言ったら可ですよ。良の条例でも優の条例でもないでしょ。

濱村さん つくっただけね。

佐々木さん つくっただけ。あるだけ。しかも、憲法にしても、最高の規制を条文にうたわない限り、憲法って最高法規にならないですよ、法律論的には。

幸村さん なりませんか。

佐々木さん ならないです。

幸村さん 最高裁に行っても。

佐々木さん ならないです。ただ、あれは前文と86条で、最高法規性をうたっている。あそこ部分が最高法規の担保なんです、日本国憲法の。あれがなくなったら、法律、横並び。法律論的には、確かに茅ヶ崎市が言うとおりの、法律でも横並びになります、憲法でも。ただ、憲法として上に来るんだって最高法規性をうたっているから最高法規になっているだけであって、茅ヶ崎市の自治基本条例も、最高規範であるという最高規範性を削除したということは、茅ヶ崎市としては並列の条例なんです。

幸村さん やっぱりそれが、1文、どっかにないとだめ？

佐々木さん 絶対だめなんです。

幸村さん 絶対だめ？

佐々木さん はい。

幸村さん 最高裁でもだめ？

佐々木さん だめです。条例は条例です。一緒です。

幸村さん 横並びね。

佐々木さん 横並び。そこを削ったということは、茅ヶ崎市は自治基本条例を参考にして条例はつくられた。自治を行わないということ。

幸村さん だけど、現状はそれしかないんで、それに基づいて参加条例をつくらうとしているんだから、その議論は、するならするで、別のテーブルとするしかないんじゃないですか。

佐々木さん 僕は、今の状況だったら、自治基本条例をもとにして市民参加条例をつくる必要はないと言ってる。

幸村さん ああ、もとにして。横並びの条例を……、要するに、ぶら下がりじゃなくて、横出しでもなくて。なるほど。

佐々木さん だって、そういう解釈なんですよもん。

有竹さん 逆に考えればね。

佐々木さん だから、逆手をとれば、全く独立した規範と目的によって運用される条例でいいわけですね。

幸村さん じゃあ、かなりの大部分の、要するに、2本立てで、並列で存在するよと。

佐々木さん 存在して構わないって。

幸村さん ぶら下がりじゃないですよということならば、全く基本条例に、ある程度書いてあることを、もう一度この条例で書かなきゃいけないですね。そういうことですよね。

佐々木さん 全く別の条例をつくっても構わないというような解釈を、当時の総務部長はしているわけです。

幸村さん ええ。総務部長もしたんだけど、議会もしたわけでしょ。

佐々木さん 議会もしてる。市長もそれでいいって。副市長もそれでいいって言ってるわけ。

蔵前さん 同じでいいって言ったんですよ。

幸村さん だから、今生きてるわけで。

佐々木さん そうです。だから、逆に言えば、自治基本条例にとらわれないで、市民参加条例をつくって、僕はいいと判断している。

幸村さん 佐々木さんのご意見もわかりますけど、法律的に、どうしても横並びにしかないよというなら、私はやっぱり、自治基本条例の改定をすべきだと思いますよ、まずはね。それで、ぶら下がりの条例ありよと、その1つが参加条例よという形に修正する行動を別に考えないといけないんじゃないですか。

佐々木さん でも、それであれば、自治基本条例を見直しの期間、3年以内って定めてるわけですけど、その3年を待って、市民参加条例をつくったら。

幸村さん いや、待たないで、そういう動議を出したらいいじゃないですか、市民が。

佐々木さん いいってことですよ。

幸村さん うん。別に。

佐々木さん それに関しても、住民投票に関して明確な規定を持たせなかった。要は、住民投票にかけるための署名、法律、条例の改変だとか、かけるための署名というのは、どこまでの人数をとるのが有効なのかどうなのかというのは、その場その場なんです。だから、その場その場の市長の判断で、自治基本条例の場合、例えば、10万人署名を集めて変えてくれと言ったとしても、必要がないと市長が言ってしまえば、そこで終わるわけですよ。だから、その部分も、要は、住民投票条例、住民投票という規定は法律にも憲法にもないんです。だから、新たに条例規範として、各地方公共団体がつくっていかなくちゃいけないものなんですけど、それもないんです。それに関しては、自分の今回の任期中に、住民投票条例も含めてつくる方向での検討を重ねていく約束をすると言って、議論を1年半前に茅ヶ崎市長は始めたんですけども、それすらやらずに任期に来ちゃった。ということはやる気がない。

幸村さん やる気がないですよ。

佐々木さん ということは、条例の改変をするというのは、市民として、住民の署名を集めて出すにしても、動議が受け付けられる可能性は、今のところ、ゼロなんじゃないかって。

幸村さん うーん、それはやってみないとわからないけど。それは、今日の午後からの話でしょ。

佐々木さん ああ、そうか。

幸村さん まあ、それはそっちへとっついて、ここでは、それを論議すると、解決しないで、次にいけないから……。

佐々木さん ただ、幸村さん、申しわけないですけど、厳密に言うと、ここでパブリックコメントをどうしていくのか、住民投票をどうしていくのかというのは、住民参加条例の基本的なファクターになっていく。パブリックコメントだとか情報公開だとか、そういったものに関して、自治基本条例の範囲内とかという話になると、自治基本条例をその方向で変えればという話になるんですけども、全然アウトになっちゃうわけですよ。だから、住民参加条例としてきっちりと定義をしてあげるという作業。独自に定義をしてあげるという作業が僕は必要になってくると思うんです。

幸村さん だけど、その定義をすることと、それにコストをかけることよりも、基本条例を修正して、いわゆる横出し条例としての市民参加条例が成立するというところにコストをかけたほうが、お互いに得でしょ。

佐々木さん それが本来だと思いますよ。

幸村さん その方向でいきましょうよ、何とか。

佐々木さん ただ、今現状で言うと、市民参加条例で、市民参加条例の中へ住民投票の定義だとか協働の定義だとかを独自に決めてあげて、これに沿って自治基本条例をつくり直せという話になったとしても、逆によりどころがないんですよ。

幸村さん だって、それは市長の話一つでしょ。

佐々木さん 住民参加条例できっちりと定義を組んであげないと。

幸村さん でも、それは無駄な……。

佐々木さん 無駄だと思うけど……。

幸村さん それをやるコストは、同じコストで、基本条例をもっと正しいものに直しま

しょうということにコストをかけるべきだと私は言っているわけ。

佐々木さん

わかりました。けども、僕もそれは同意なんですけれども、条例準拠主義で行政事業をやっている茅ヶ崎市という行政体では、それでは、市民参加条例にいくら定義しても浮いちゃうわけです。だから、基本的に市民参加条例というのはこういうもので、こうだ。だから、こういう定義をつくるんだ。住民投票だとかパブリックコメントだとか、諸手続も含めて住民参加のルールを決めるんだという目的で定義を切ってやって、それで初めて条文をつくっていかないと、自治基本条例を変えるまでには、市民参加条例に書いてあることが浮いちゃうんですよ。

これは逆に、独立しているとは言いながら、要は、基本的な定義を書いてなかったら、どの条例の定義だという話になってきて。だから、今のところ、1本の条例の中できっちりと定義を切ってやるしか、市民参加条例を生かしていく方法というのはないんですよ。もったいないけど。コストとか労力がもったいないけど。

蔵前さん

佐々木さんと私の意見は同じってわけじゃないんですけども、もとの悪いのに、そのもとに合わせて、この市民参加条例を整えていっても不備が生じるんじゃないかなというのは、今、住民投票のことをおっしゃったけど、住民投票ははっきり、ちゃんとやるよとここには出てないので、改定の青いほうに、市がつくったほうには。きちんとした約束事というか、言葉、ちょっと出てこないんですけども……。

佐々木さん

担保。

蔵前さん

担保、ありがとうございます。だから、それに合わせるというよりは、私は、市民参加条例をきちんとした形で、市民の側に、行政がつくるものではなくて、私たちがつくって、1つ1つ積み上げていく形にしていくほうの方向性でいかないと、曲がっているものに曲がっていかされちゃったら整えられない。うまく言えないんですけど。だから、市民参加条例を、この中で整えていきたいなと思うんです。例えば、目的とか定義とか基本原則とか。今、市がつくり上げた、市民の骨子案から急にこんな形になってしまったほうに合わせていかないと、私たち独自できちんとした形を整えていきたいなと思うんです。それで、でき上がったものに対して、市民参加条例があるから、自治基本条例もこのように整えてくださいって、逆さまなことが言えるんじゃないかなって思うんです。そうしないと、これに合わせていると、これ自体、市民の側に立っていない条例ですから、骨子案から全然違う基本条例を市がつくり上げていますから、これに合わせてることではなくて、やっぱり市民の側に合ったものにしていくために、今、佐々木さんがおっしゃったみたいな形、私はいいと思うんです。

だから、私たちで、コンサルの皆さんがつくってくださった目的とか定義とかを、市民参加条例をつくり上げる中에서도、自治基本条例に合わせるのではなくて、私たちが、独自ではないんですが、整えていくという形で意見を出し合って、まとめていったほうがいいと思うんです。これに合わせて、ここにあるからこういうふうにしてほしいとかいう形は、やっぱり、これがおかしいんだから——おかしいという言い方は変ですけど、うまく言えないんですけども、市民の側に立った参加条例をちゃんとつくってきたいなと思うんです。だから、市の理念はどうなんですかと何遍も、高橋課長なんかには私は質問しましたけ

ど、答えてくださらなかったというのは、こんなものがあるからかなとか思っちゃうし、やっぱり市民のものをつくって行って、それで、後々、3年後には自治基本条例をこのように改定してくださいということが言えるんじゃないかな。逆さまなほうから。ここからやっていると、市民参加条例がきちんとした形にならないと、私たちがいくらワークショップで話しても、パブリックコメントも、みんな意見は吸い上げられていないって、私は感じるんです。いくら市民が意見を言っても、それが、一応、意見は頂きました、市民から意見がありましたで終わっちゃうんですよね。そうじゃなくて、市民からの意見がこういう形で、こういうふうに市の中に生かされてますという形が欲しいんですね。いくら意見を出しても、それが通らないので、やっぱり出さなくなっちゃうんですよね。そうしたら、一応、市民にもちゃんと公募して、市民は意見を言わなくなったんだ、じゃあ、いいんだという形になっていっちゃうし、やっぱり私たちの市民参加条例の中で整えていきたいなと思いました。新たにというか、これはこれとして。

佐々木さん

幸村さんが、動議を出したらいいだろうと言われたの、僕、すごく賛成なんですけど……。自治基本条例を変えていく動議を出せばいいだろうと。それ、僕、すごく賛成なんですけど。だけど、動議の出し方の中で、関連条例の条例の意味だとか目的だとか基本的な条文だとかというのと不整合を起こすということは、どちらかの条例、より新しい条例のほうに合わせていく、整合性を持たせていくという作業が行政には生じるんですよ。そういう形で動議を起こしていったほうが、より有効な、自治基本条例の改正も含めて、変えていく方法だと僕は思っている。というか、逆に、それしか、今、茅ヶ崎市の行政を動かすやり方はないと思っているので。

幸村さん

じゃあ、そういうやり方でおやりになったらいいんじゃないですか。

佐々木さん

はい。僕はそうしたいと思ってる。

幸村さん

私は、ここに書いてあるように、この基本理念の3つ、これがあったら、最高規範じゃなくても、立派な市民参加条例はできるはずだと、こう思ってるんですよ。だけど、佐々木さんがおっしゃるように、最高規範であるべきだと。私もそう思いますから、そういうパブコメも出しましたが、通りませんでした。そう思ってますから、それはそれで、やっぱり最高規範にし直そうよというアクションは、やったらいと思う。だけど、それは別でやって、これは最高規範であつたら、こういう条例になるんですよという案を市民がつくって出せばいいですよ。行政なんかにつくらせないで。

蔵前さん

同じような気持ちじゃないかなと。

幸村さん

同じだと思いますけど。だから、早く具体的に、どういう市民案にするのという項目立てを、白鳥さんおっしゃるように……。

有竹さん

間に、ちょっといいでしょうか。言われたこと、書いてください。あと、紙はるんだから。

幸村さん

ああ、そうだ。

有竹さん

今言われたこと、全部、1つずつ、別々。

幸村さん

そうか。

ファシリ

どなたかに発表して頂くんですけど、それ、先に決めといたほうがいいですか。

テーター

(能率協会:白鳥)

有竹さん

私、前回やりましたので、どなたか、ほかの方に。

幸村さん

佐々木さんに言ってもらったらいんじゃないですか。

佐々木さん

いや、幸村さんと意見、ある程度、今、意見の調整ができてない人が発表すると、偏った意見になっちゃうので、僕は今日は発表しません。

有竹さん

最後は、じゃあ、さいころでとか。私を除くさいころで。

私は、ちょっと背景もよくわかってないので、言うのに言いづらいんですけども、とりあえず、普通のおばさんの私にとって、行政議会が選んだ自治基本条例は文章がわかりづらいです。並べてあるのを読んだときに、市民案のほうが、私にとってはすごくわかりやすく、易しい感じがしました。こっち側が、結局どうということなのかなというのが、どうにでもとれてわかりづらかったんですね。

それで、何でかなとか思いながら、表現方法なんですけれども、行政の案というか、もう決まっちゃったんですね。その中では、「ねばならない」というのが53個出てくるんです。それで、市民案のほうは「ねばならない」は24あるんです。でも、その「ねばならない」の前に、何がねばならないかといったときに、姿勢が違うんだなと思うんですね。片方が、行政が「ねばならない」という表現をしているときに、市民のほうは、「何々をします」という表現を使っているんです。だから、「ねばならない」の使い方は全然違って、かつ、数は市民案より行政案、行政案というか、議会を通ってしまったほうのが倍以上。それから、普通に受けるだけでも、親しみやすく、誇りを持って、これを抱えて生きていきたいというイメージからはちょっと遠のくような気がするんですね。それは私の印象なんですけれども。

それで、参加条例は、やっぱりわかりやすい表現を使いたいなという気持ちでいます。できれば、私たちが望む参加条例を考えながら、基本条例の見直しをしたいなというのと、あと、公平な解説を聞きたい。

佐々木さん

条例の公平な解説。

有竹さん

そう。今、佐々木さんが言ってくれたのは、佐々木さんは、自分の考えだからっておっしゃって、こちらみんな、それぞれおっしゃっていて、でも、彼女が言っているように、別に違っているわけでもなくて、共通している部分なんじゃないのって。それは、今日、A、B、Cで分けられるといった素案のところも、ちょっと表現は違うんだけど、基本的には変わらないんじゃないかなという気はするんですね。そういうことも含めて、ただ、でも、佐々木さんが強力に言うと、偏った市民がしゃべっているという解説になるので、なるかもしれないので、それを公平な、こういうふうには法律上は解釈され、こういうことまで可能であり、こういうことなんですよということを、普通のおばさんでもわかるような講座というか、そういう時間をきちっと設けてほしい。じゃないと、もったいないなという気がするんですね。

基本条例の表現の仕方、私は、あれを初めて読んだときに、市民派の案を読んだときは、えっ、こういう表現ができるんだって、すごくワクワクしたんですよ。

「それはつぶれた案なのよ」と言われたときに、どうしてつぶしたの？ じゃあ、次はさますごいのあるのかと思ったら、次はわからないのが議会を通ったというので、じゃあ、もっとわからないという感じなんですけど。というのが今の気

持ちです。

それで、先ほど幸村さんがおっしゃっていたように、全部今からやり直すというのも大変だから、大変だからって、直したいという気持ちはあるんですよ。でも、わかりやすく誇れる自治基本条例を見直せるような参加条例を逆につくってしまうのは、どんな手順をしたらできるのかなというのをアイデアを出し合えないかなと思いました。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)
濱村さん

今、説明されたのをちょっと貼らせて頂いていいですか。

自治基本条例、かなり具体的になっているんですが、私は、前提条件で、どうしても……。例えば、私の印象ですけど、茅ヶ崎の行政は市民の参加をとにかく嫌っているというのが印象です。

それで、さっきの、ここにいらっしゃるけど、ブログをやりたくないという理屈にしても、私にとっては、全然成り立たない理屈。それは、私の個人的なやつで、「広報ちがさき」に市民編集会議をつくれって提案したんだけど、調整が大変とか、月2回出しているとか、できないとかなんとかと言って、全然考えようとしなないというので、やっぱり市民参加条例をつくっても無理かなというのが。だから、それをどう変えるかというのが一番大きな課題かなというのが、私の今の現状です。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)
幸村さん

課題というところですね。

いや、一番の問題は、不十分ながらも、基本条例できている。ほんとうは、市民も行政も市長も議会も頭が切りかわらなきゃいけないんですよ。

あれだけの文章を書いたら。ところが、それが全然できてないから、できている人から見たら、不満で不満でしょうがない。不満は当然なんですよ。だから、まず、頭を切りかえるということ。特に行政ね。

濱村さん

市長は、自治基本条例ができたなら、全課がこれにかかわるようにすると。そうしなくちゃならないというのをちゃんとやっているけど、課に聞くと、関係ないですよと平気で言っている市役所の実態がありますので。

蔵前さん

全然意識ないみたいよ。

濱村さん

だから、そこら辺がもうどうしようもなんねえなという。行政の方、反論してください。私、勝手なことを言ってます。

有竹さん

でも、勝手なことを言っているとは思ってないでしょう。

佐々木さん

自治基本条例って、「努力しなければならない」という文言が多過ぎるんですよ。

蔵前さん

「ならない」だけ。「何々します」って断言できない人たち。

佐々木さん

しちゃいけないというか。

蔵前さん

アバウトが一番楽なんじゃない。それじゃあ、市民の気持ちを無視してる。

濱村さん

市の回答の33番にあった、今日もちらっと出ていた、市の考え方に行政が参加してもらっているものもありましたね。ほんとは市民の考え方に行政が参加すると言うべきなんだけど、それは、今のところ、ちょっと無理だから、ほんとに

共通に議論してまとめるという場をきちっと保障しなくちゃならない。それ、評価まで含めて、一覧表で、評価のほうも。今日の資料の中であんまりはっきりしてないけど、そこら辺も含めて。

有竹さん

すいません、いいでしょうか。要望を、2つあります。

1つは、私も含めてそうなんです、カードに書く表現が、第三者にどういうふうにしたらわかりやすいかを工夫しましょう。1つには、思ったんですけど、書いてあるところよりは、さっき言ってくれた言葉を書いてくれたほうがわかりやすいような気がするんです。例えば、「手法の市民委員会もできないので、市民参加なんてできないのでは」、そういう言葉のほうが、カードとして私はわかりやすい気はするんですが、そういう言葉の表現で書いてくれたほうが、後から読み返したときに意味がわかりやすいような気がします。

濱村さん

おっしゃるとおりです。

有竹さん

だから、すごくいいことを言ってくれているのに、書いてある言葉は、行政案のごとく、かたい言葉が出てくるんです。基本条例は、行政と市民の頭を切りかえることを知れって書いてあるんですけど、これは、さっき言ってくれたみたいなほうがすごくわかりやすくて、あの言葉を書いてほしいと思います。

廣瀬さん

何か書きたいんですけど、書きづらくて……。

有竹さん

この中では、書きづらいいいし、やたらなことは言えないとか、それでもいいと思います。

濱村さん

それ、一番最初に、「課長に怒られたら、おれに言え」というのがキーワードになっているから。ほんとはおれじゃなくて私だろうと思うんだけど。

幸村さん

あのキャッチフレーズは、読んだけど、意味がわかんなかったな。

廣瀬さん

自由に書けという励ましを頂いたので。

濱村さん

さっき、有竹さんがおっしゃったとおりで、ここではわかっていても、これだけ見るとわかんないというのはありますよね。

佐々木さん

また、ここに来て頭が痛いのは、議会基本条例が全く意味をなさないぐらい、議会基本条例で通ってしまったというのが全く頭が痛いところなんです、ホームページにちゃんとアップして頂いてますよね、議会基本条例ができましたと。

幸村さん

今度の市長選、どうなるんでしたっけ。いつでしたっけ。

蔵前さん

24日ですよ。

幸村さん

そのときに1つの答えが出るんでしょうけど、結局、悪いのは市民なんです。主権者という権利を放棄しているんだから、もう話にならないでしょ。市民は主権者である。それを放棄している。

有竹さん

でも、ほんとのところは、「放棄しないでほしい」という表現じゃないですか。

幸村さん

まず、主権者が目覚めなきゃだめなんだ。

蔵前さん

目覚めさせるのも行政の仕事だと。

幸村さん

絶対だめです、それは。絶対できません。やりません。

やっぱり市民が市民を目覚めさせなきゃだめなんだ。

濱村さん

具体的なイメージとして、大和の例は出してください。大和市の市民参加条例。最低。あれよりいいものにならないと思うけど。

ファシリ

自治基本条例の見直しを、しかるべきところでやるべきだというところが、多分皆さん、共通になっているところかなと。どこかの段階でということですね。

テーター

(能率協会:白鳥)

ただ、ここに自治基本条例を踏まえるかって書いてあるんですけど、市民参加条例を、今の自治基本条例とは全く別につくるか、それとも、濱田さんも書いてあるんですけど、そこは別にして、今の条例をある程度もとにしてつくるといふご意見。

濱田さん

まあ、そういうことですね。あつ、もとでもないな。だから、さっきの横出しとか、ああいうことを考えないで、いわゆる市民が率先してつくったということを残しておきたいという。

ファシリ

そこは意見が分かれるところで。

テーター

(能率協会:白鳥)

濱田さん

自治基本条例が云々って言ってますけど、自治基本条例を考える会ということで、今の自治基本条例をどのようにしたらいいのかというのを、今、1年がかりでやっています。

ファシリ

また、それは別途動いている……。

テーター

(能率協会:白鳥)

濱田さん

いるんです。

佐々木さん

市民団体でね。

濱田さん

市民団体でね。それはそれでやっています。

有竹さん

1番と2番というのは、1番がもとにして考えるだとしたら、2番はもとにして考えないで考える……。

ファシリ

そうですね。

テーター

(能率協会:白鳥)

ファシリ

見直しをしかるべきにするということではなくてですか。基本条例自体の見直しは、どこかの段階で必要ということでは。

テーター

(能率協会:白鳥)

有竹さん

だから、もとが変わるように……。

ファシリ

もとが変わるようなつくり方を工夫するということですね。

テーター

(能率協会:白鳥)

有竹さん

そう。で、そのためには、何をしたらできるのだろうか。

ファシリ

要するに、それは市民参加が、今言われたように、ほんとにやる気があるのかとか、実質的になってないんじゃないかというところを動かしながらつくるために、条例の中でどのようなことを書けばよいか。そういうことですかね。

テーター

(能率協会:白鳥)

有竹さん

わかんないです、どうしたらいいのか。

濱村さん

書くやつじゃないけど、市民参加の条例を見ようと思って見たら、ないところが結構あるんですね。やっぱり自治基本条例で網羅しているから、改めて条例はつくらないという発想だろうなという。だから、そこら辺がやっぱり茅ヶ崎は何で、これからまた住民投票条例も大議論しないといけないし、おそらくなかなか難しいだろうけど、最低限、その問題はあると思うね。

有竹さん 今の書いてもいいでしょうか。自治基本条例の行政案が、市民案よりいいと思っている人はいないだろうか。

廣瀬さん 市民案のほうがいいと思っている人……。

有竹さん 違う、違う。反対。行政案のほうがいいと思っている人。

村上さん (事務局) いろんな考えがあると思うので。職員の中にもいろいろあると思うんですよ。ちょっと違う色に書いちゃったんですけども、自治基本条例も法規範なんですよ。ですから、さまざまご意見あるとは思いますが、私も、これに従わざるを得ないというのが、ちょっと言い訳っぽくなっちゃいますが。そこはご理解頂きたい。

幸村さん いや、だから、直せばいいでしょ。さっきから、冒頭から、それ言ってるわけよ。直すのは大賛成だと。早く直しましょうと。

村上さん (事務局) 当然、改正というのはあるでしょうから……。

幸村さん だから、3年なんて言ってないで、早く直しましょうよと、そういう動議を出したらいいんじゃないですかと。あるいは、そういうことをやろうという市長を選んだらいいんじゃないですかと。そういうことですよ。せつかく2週間後にそのチャンスがあるんだから、それ生かしたらどうですか。

佐々木さん 逆に、自治基本条例に従わなきゃ、条例なんだから、行政職員、従わなきゃいけないわけでしょ……。

村上さん (事務局) 最高規範性はないですよ。それはないです。

佐々木さん 是正していかなくちゃいけないというのは、これは、今の条例解釈上だったら努力目標であって、自治基本条例を是正していくのか、新しい市民参加条例を是正していくのかは、どちらにするのかというのは、これは別じゃない。

村上さん (事務局) それはどちらもとれるでしょう。

佐々木さん とれますよね。

有竹さん すみません。そろそろ時間が来そうなので。私は前回やりましたので、私を除く9本書きました。これがあみだです。皆さん、名前を書いて頂いて、後から横線を引いて、当たったら発表でいいでしょうか。

濱村さん おれ、一番でかい声で言いたいんだけど、茅ヶ崎市は、行政が一番という発想が非常に強いように見えるんだけど、職員の方、どうですか。

村上さん (事務局) そんなことはないですね。

濱村さん おれは客観的に見ていて、そう。何でも行政が一番という態度が出てくる。

有竹さん 行政が、行政が一番だと思っている？

濱村さん そうです。ことごとく染みついたものがあるんだよ。風土ってあえて言うわけよ、おれ。

廣瀬さん 何に対する？何を基準にした順位づけ？すべてにおいてでしょうか。

佐々木さん 基本的には同じなんですけど、幸村さんと僕、意見に少し齟齬があるんで、僕と幸村さんが発表すると、どっちかに偏ってしまうので、そういう意味で、今回は僕は、いずれにしても発表するのは辞退します。だって、僕の解釈で言ったら、

幸村さんのご意見というのが反映されなくなっちゃう。いずれにしても、発言するとしたら、僕は僕の解釈で発言せざるを得ないので、が入っちゃうので、今日はまだまとまってない段階なので……。

幸村さん いやいや、それを、代表的なものをピックアップして、こういう議論がありましたという。

佐々木さん いや、そんな話じゃないです。

幸村さん そうじゃないの？グループ発表というのは。

佐々木さん グループ発表でも、やっぱり自分の意見が入っちゃうので、それは、今の段階では、自分の意見と幸村さんの意見は、大方では合っているんですけども、齟齬があるので。今日はスピーカーになりたくない。

有竹さん でも、前回、似たようなことを私が申しましたら、「こっちからフォローしてあげるから」って言われたような気がする。

佐々木さん 言ったよ。

有竹さん もしくは、全然、すごく冷静にいられるような方に、とりあえず冷静にやって頂いちゃうというのも手かなと思うんですけど。

では、重たいんですけどっていうんで。

幸村さん 行政がやるのはおかしいでしょ。

有竹さん でも、同じように、参加者として参加している、今日。前回やっちゃったから……。

幸村さん 参考のためにお伺いしますが、今日、Aグループなりの何か結論がまとめとして出て、それが何につながるの？だから、こういう意見があるなら、1番、2番、3番と3つぐらいにまとめるとすりゃあ、こういうことねということのまとめがないと、発表する人も発表しにくいし、全部を紹介するわけにもいかないんでしょうから。その2つなり3つなり言ったことが次のステップに活かされない、議論をしている意味がない。次のステップって、じゃあ、何ということ意識しながらまとめていかないとだめなんじゃないですか。

ファシリテーター 今日、自治基本条例との絡みの意見が多いです。

(能率協会:白鳥)

幸村さん それはいいですね、1つね。だから、それはくくつといてくださいよ、何か。基本条例の改定とか改定の必要性とか。

廣瀬さん 見直してありますよ。

幸村さん いろいろあったけど、まとめりゃこれですと、こういうやり方をしないと、そんなに時間ももらえないでしょうから。

幸村さん それから、意見の多さによって、やっぱり意見の多さは、市民のニーズでしょ。だから、参加条例の前に基本条例じゃないのという話になるかもしれないし、意見の多さからいけばね。いや、だけど、基本的には、もともとそこからさかのぼってスタートし直さなきゃだめなんだろう。

蔵前さん 検証しながら市民参加条例をつくり上げる。

ファシリテーター この市民参加条例を使って、よりよい市民参加にするためにという3つ目の条例の考え方と合わせた意見が出ている。だから、市民参加条例をつくることによって、それが自治基本条例にもゆくゆくは波及していくような作り方ですとか、

(能率協会:白鳥)

あるいは、ちょっと今日は発表までして頂いてないかもしれないですけど、協働とかパブコメとかを実質的によりよくするということだと思いますけれども、そういうこと……。

幸村さん 市民参加条例を市民がつくるという意見、まとまりませんか？
ファシリ 市民参加条例を市民がつくる。

テーター
(能率協会:白鳥)

幸村さん 市民がつくる。行政がつくるんじゃないと。
ファシリ じゃあ、今ので書いておきましょうか。

テーター
(能率協会:白鳥)

幸村さん 全然ありません？私、書いたよ。
有竹さん いや、一番上に書きたいでしょ。おれに言えに匹敵するやつ。
佐々木さん 市民参加条例は私たちがつくるという、やっぱり一番言いたいでしょう。
蔵前さん これはみんなの総合意見だね。

幸村さん そりゃそうでしょう。
有竹さん あれは、だから、もっと大きく書かなきゃいけない。間仕切りでバチン。
佐々木さん またタイトルにしちゃう。

ファシリ あと、現状の課題みたいところで、そもそも行政は市民参加にあまり前向きではないのではないかという意見とか、前向きに市民と真に活動する行政という
テーター 長嶋さんからのご意見。
(能率協会:白鳥)

幸村さん だから、それは頭の切りかえですよ、キーワードは。市民も行政も頭の切りかえ。市民だって、市民参加条例ができて、市民のほうが頭が切りかわらなきゃ、参加なんかしませんよ。

蔵前さん そうだわよね。絶対そうだ。

幸村さん うん。だって、主権者は市民なんですから。

佐々木さん その前に、市民参加条例を、条例つくりましたって、今みたいに、広報だけでPRするとか、要は、23万市民にどう訴えていくのという話で、23万のうちの少なくとも過半数以上の人々が、市民参加条例あるんだよというのを知らなかったら、条例にならないですよ。

幸村さん だから、こんなパンフレットを行政がつくっちゃだめなんです。市民自身がつくって、市民にばらまかないと。

蔵前さん 賛成です。

幸村さん そのための予算を要求すりゃいいんです、行政に。私たちにPRさせろと。

佐々木さん つくらせろという話で、予算取れという話はしたんだよね、自治基本条例もね。

蔵前さん あっ、何か、前、話してませんでした？このこと。

幸村さん それで、自分の都合のいいようにつくるはずがないんですよ。

長島上さん 目的が変わっちゃうんですよ。

佐々木さん ぜひつくらせてくれと言っても、自分たちの都合のいいようにしか編集したくないから、結構ですって言う。

幸村さん まあ、そうでしょうね。だから、こういうものになっちゃうんですよ。

濱村さん そういうところが、やっぱり一番の具体例ね。市民を信用してない具体例。

蔵前さん そう。だから、いろんな原稿や何かを募集しても、原稿を出すと、市の方針にのっとった原稿に全部変えられちゃうのよ。それで、私の名前で載ったりするから、すごい腹が立ったけど、以前。何？私が書いたんじゃないじゃん。

佐々木さん サポートセンターのサポセンニュースなんか、結構……。

幸村さん あれは、市民がつくった。

佐々木さん だけど、検閲があるんですよね。

幸村さん ないないない。

廣瀬さん 前はあった？

佐々木さん はい、ありましたから。で、ここは削除……。

幸村さん 一応、行政のご意見は何うというステップは踏みましたが。起案は自分たちでやったんですよ。

有竹さん 市民参加条例は市民がつくる、今度こそ。

幸村さん あっ、「今度こそ」ね。そうね。いいですね、その最後が。「今度こそ」。

佐々木さん 後ろにクエスチョンマークをつけてほしいな。(笑)

幸村さん いや、びっくりマークでもいいですが。

濱村さん 今度こそだめだと。

佐々木さん 今度こそ。その後に、「ほんとに」という言葉までつけたくなっちゃう。

幸村さん まとまりました？

それで、今のキーワードで、今度こそつくろうと。

4-2. グループ討議 (B班)

- ファシリテーター
(能率協会:前原)
- きょうは、初めて参加されている方もいらっしゃると思いますので、改めて簡単な自己紹介から始めたらどうかと思っています。私、このグループのファシリテーターとして、司会進行役をやらせていただきます日本能率協会総合研究所の前原と申します。よろしくお願ひいたします。
- 和久さん
- 和久と申します。よろしくお願ひします。自治基本条例の市民検討委員会のメンバーとして関わり、その流れで入ってきています。よろしくお願ひします。
- 青木(洋)さん
- 青木と申します。よろしくお願ひいたします。私も、自治基本条例の策定に関わっておりますし、かつての市民活動推進条例の策定にも関わっておりました。市民活動も長年関わっているんですが、今回の市民参加条例、非常に重要な条例だと認識しております。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 山田課長
- 市民自治推進課の山田です。昔、10年ぐらい前に、市民活動推進課というところにいました。当時、今回のもとになっている市民参加基準というものを、ほかの担当者が見つかったということで、聞いています。もう10年もたって、大分流れも違ってきていますし、また初心から勉強させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。
- 小川さん
(市職員)
- 消防総務課の小川です。よろしくお願ひします。
- 関山さん
(市職員)
- 文化生涯学習課、関山といいます。よろしくお願ひします。
- サブ・ファシリテーター
(能率協会:中村)
- 初めまして。能率協会の中村と申します。今回、サポート要員で参加させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。
- 山下さん
- 松が丘の山下です。青木さんと同じように、自治基本条例にずっと参加していたんですが、最終回になって、私はあまりの市の横暴さにやめました。よろしくお願ひします。
- 川本さん
- 川本です。今年度の茅ヶ崎市の職員採用試験を受けようと思っています。今、大学3年生です。よろしくお願ひします。
- ファシリテーター
(能率協会:前原)
- ありがとうございます。
- 新しいメンバーが1名加わったということで、ちょっと前回の振り返りを、私のほうから若干させていただきたいと思っております。
- 議事録に詳しく書いてあるんですけども、前回、このグループで話し合われたのは、きょう配られた資料6-3のグループBの1ページ目に載っておりますけれども、主には、きょう、どんな話し合いをするかという話し合いを中心に行われました。基本的にグループBというのは、前は、最初、基本的項目というところで、目的だったり、定義だったり、基本原則を話し合っていきましょうということで案を出したんですけども、このグループでは、いきなりそんなことを話すのはちょっと難しいと。まずは、グループで課題なりを共有してみて、それから話し合った中で、自然と目的だったり、定義だったり、基本原則が導き出されているのではないかというような話し合いをしました。
- メンバーの皆さんは、役所の方もいらっしゃるし、自治基本条例のときか

ら加わっている方もいらっしゃいますし、そうではなくて、川本さんのように若い世代の方で、また考え方も異なるのではないかという方もいらっしゃる中で、やはりまずはメンバーの方が、これまで市民参加ということに対してどういうふうに関わってきたのかとか、どういう課題認識でいるのかとか、そういうことをまずは共有してみようというところから始めました。

それで、共有する中で、皆さんが感じているような課題とか、考えるべき項目みたいなところが自然と出てくるのではないかというような話がありましたので、このグループでは、イメージの共有ということでちょっと意見を出してみてもどうかという流れで、前回、固まってきました。大体そんなことでよろしいでしょうか。

では、イメージ共有というところで、どうでしょう、どなたからということなんですけれども、課長も新しくかわられたということで、課長のほうからあれば。

市民参加について、これまでどのように関わってこられたかとか、こういう課題認識を持っているとか、というところをちょっとお話しただけだと思います。

山田課長

私、市民参加にどのように関わってきたかというのは、10年ぐらい前に市民活動推進課というところで、ここにいらっしゃる青木さんとか、ほかの方と一緒に、私、当事りの上司に初めて市民参加という概念があることを知らされて、これからサポートセンターというものをつくるんだという中で、いきなり市民活動推進課というところにほうり込まれて、青木さんはじめ、当時の先進的な考え方を持っている方の中で目を白黒させていたんです。それから10年たって、そういう面では市民参加というのは本当に進んできた実感しています。

それまでは、法律の中で決められている議会制民主主義の中で、住民の意見は議会に議員を通して反映されて、そこが行政をチェックするという部分でしか理解していなかった。しかし、このところの10年は、そうではなくて、やはりいろいろな方の意見がいろいろなところで、パブコメをはじめ意見を聞く場が設けられて、それが実際に行政に反映されているというのは、本当に実感としてあります。

ただ、先ほど3人の方が言われたように、私、個人的な意見ですけれども、自治基本条例の策定に関しては、私も同じような感覚を持っています。市民案が出て、たまたま私、市民相談課にいたんですけれども、市民案の中で苦情処理という部分があって、市民案の中では第三者機関をつくるんだということになっていて、それが実際に条例になって苦情処理になった。そこら辺もそうだし、市民案と市のつくった案では、かなりかけ離れている部分があったので、どういう決め方をしたのかというのは、本来、私の立場から言うのはまずいんですけれども、私もちょっと疑問を感じていたところがある。なぜそこで具体的に、例えば苦情処理について、当時の私を呼んでもらって、なぜ第三者機関が設けられないのかということをもっと議論して、そういう形にしなければいけない。そこが抜けてしまっているから、やはり市民の方たちは不信を抱いていた。

これが勉強の機会だととらえて、この市民参加条例についても、しっかり市民の方の意見を聞いて、つくっていくことが必要だと、私は感じています。

ファシリ
テーター
(能率協会:前原)
青木(洋)さん

ありがとうございます。関連して、ご意見ございますか。

何から言っているものかというところなんです、今、山田課長の言われたところである10年くらい前というのは、いろいろ公共施設をつくり出すというところで、従来は市民が参加して検討するという形をとらなかつたんだと思うんですね。そこで、10年くらい前から、コミュニティセンターだとか、サポートセンターという公共施設がつくられる中で、地域の団体や公募の委員、市民が入って行って、どういう建物をつくるかというところから話し合いが始まったんですね。そういうやり方というのは10年くらい前ですけれども、そこで市民が、ああ、意見がいろいろ言えるんだというような期待を持ったんですね。

それはそれとして、だんだん浸透してきて、今、茅ヶ崎市が言っている、茅ヶ崎市の中での市民参加というのは、ただ意見を言うだけにとどまらず、ずっと意見を言って考えてきた市民が、ある意味いろいろ経験して、学習した中で、もっとそれを、例えばいろいろ決定する場、条例でもそうですが、そういうところにも市民が参加して意見を述べる、市民がすべてを決めるという意味ではなくてです。だから、行政の方も含め、いろいろな方が入って、議論していますよね。その決定の場でいろいろな意見が言える、そこでみんなで検討していく。従来は、行政側がある意味すべて網羅したものを決めていくという時代だったし、今でもそういうところがほとんどだと思うのですが、やはり市民もかなり成熟してきている部分があるので、ただ意見を言うだけでは終わらない。もっと決定していく場の中でも意見を述べて、どうしていくかというところまで踏み込んでいくような市民参加に、かなり進化してきているのではないかと思います。

もちろん、市民の方もいろいろな方がいらっしゃるの、自分は意見を言うだけでもいいですよとか、検討委員会に入っているいろいろな意見を述べて、そこで学ぶこともあるしという段階の方もたくさんいらっしゃることは間違いないです。

参加の段階にはいろいろな方がいらっしゃる中で、努力して頑張ってきている市民もいます。そういう人たちがもっといろいろな決定の場の中でも意見を述べていき、それを行政がうまく受けとめて、どうしてもかみ合わないことのほうが多いんですが、そこを乗り越えたところでまちづくりが進んでいくのかなと思うので、やはり双方が歩み寄る、意見が違っても、議論しながら進めていくというような市民参加になってきているのではないかと思います。

ファシリ
テーター
(能率協会:前原)

ありがとうございます。

若干整理しますと、先ほど山田課長のほうからは、プロセスの開示というか、検討のプロセスがきちんと明確にされていなかったというところが不信感につながっている、なぜかけ離れてしまったのかというところですね。課題認識ということだと思います。

青木さんのほうからは、市民は意見を言うだけではなくて、やはり今後、市民参加ということを考える上では、決定段階にも関わり続けていくと。市民と行政がともにテーブルについて、決定段階、何かしらの場に出て、意見を交換するような場が必要だろう。歩み寄りという言葉もありましたけれども、前回の話し合いでも、たしか関山さんのほうからもあったと思いますけれども、やはり市民と

行政の歩み寄りというところがすごく難しいし、でも、そこはやっていかないといけないというような意見があったかと思います。これまでも何度も出ている意見ですけれども、やはりプロセスをどうやって見せていくかということと、決定の場にはいかに、どのように市民が参加できる仕組みをつくっていくのかというところが課題としてあるのかなと思いました。それを踏まえてでもいいですし、新たなご意見でもいいですし、そのあたり、もし思うところがあれば、ちょっとご意見をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

和久さん

すみません。初めての方に、どんな思いで入ってこられたのか、ちょっと聞きたいなと思って。市民参加とか、あまり経験ないですよね。

川本さん

ないです。

和久さん

どういう関心をお持ちなんですか。

川本さん

私は、今年度、茅ヶ崎市職員の採用試験を受けるので、市民の方々の意見を聞けることはめったにないので、ワークショップに参加させていただいて、より一層茅ヶ崎のことを知りたいと思って参加しました。

和久さん

すみません、お住まいは？

川本さん

藤沢なんです。

和久さん

ああ、そうなんですか。藤沢は、茅ヶ崎と比べてすごく市民参加が、例えば電子市民会議室かな、金子郁容先生なんか中心になってやってきた、あの経験なんかもあったりして、比較的、市民参加が進んでいるんじゃないかと思っているんですけども、いかがですか。

川本さん

茅ヶ崎と藤沢を比べたら、私は茅ヶ崎のほうが市民参加はすごい進んでいると思っています。

山下さん

そうだと思うよ。

山田課長

進んでいると思います。私も藤沢市民ですが。

川本さん

茅ヶ崎は、ネットとか携帯サイトがすごく見やすい。でも、藤沢はすごい見にくいんです。最近、茅ヶ崎はツイッターも始めています。それは、市としては初めてのことなんじゃないかと私は感じていて、そういう点から茅ヶ崎がよくて、ちょっと職員になりたいなと思ったんです。

山田課長

藤沢は分権が進んでしまっていて、私、藤沢市民なんですけれども、各市民センターに全部分権してしまっているんです。だから、中央に意見が言えないんです、全然伝わらない。

和久さん

ああ、そういうことですか。

山田課長

地域で言ったことは全然中央には伝わらない。茅ヶ崎みたいに、すぐ市長に意見が言える状況にはなっていない。市長も個人に会わないです。市民集会も地域単位で、例えば市民センターの中だけでやるわけです。そこに市の幹部が出てくるわけでも何でもありません。

青木(洋)さん

もう地域で完結してしまっていると。

山田課長

そうです。

ファシリ

予算とかも地域へ配分しているのですか。

テーター

(能率協会:前原)

山田課長

配分しています。福祉とか、防災とか、全部、市民センターがやっています。

本当に全体でどういうふうにしたらいいかとか、そういうことがやられてない。だから、地域単位で決めたごみの有料化だってすぐにできてしまうんです。要するに、反対意見が中央に届かない。何でもすんなりできてしまう。

和久さん
山田課長

そうですか。

意見を聞いていると、茅ヶ崎市の場合、やはりいろいろな方が意見を言うから、なかなか進まないけれども、そのかわり、できるものはいいものができますよ。例えば、今回の分別にしても。ごみに関する会議で、いろいろな意見を市民の方が言われて、やっているから。

ところが、藤沢はそうじゃない。やはり行政のトップの、本庁にいる人たちが考えたものをいかにやるか、意見は分散させてやるかということを考えているので、私、市民として思いますけれども、茅ヶ崎市は本当によく市民の意見を聞いていると思いますよ、そういう意味からすると。

和久さん

今のお二人の、藤沢と茅ヶ崎の違いを聞かされると、うーん、なるほどということ、それぞれ考えるところがありますね。ある意味、地方分権から、さらに地域分権の方向へ進むと。市民参加というのはずっと進めると、やはりそういうふうになる部分が必要だろうという思いはあるんですよ。

一方、今度、全市的な立場で、本当に市民参加を貫くというか、有効にするというのは、また違った仕組みというか、違った側面もあるのかなというのを、今のお二人のお話からちょっと思い浮かびましたね。

山下さん

いいですか。今、藤沢の例が出ましたけれども、結局、藤沢は歴代の市長さんに非常に統治力があつたんですよ。だから、いわゆる市民間に不平不満がずっとなかった。茅ヶ崎は、ずっと前から市政があつてなきがごとくだったんですよ。そういう意味で、茅ヶ崎は市民団体が非常に多いわけ。

今度の市民参加条例で一番問題は、やはり行政と市民をきちんと正しい関係にするために、比喩的に言うと、今まではいつも障子にボールを投げたみたいなものなんです。市民がほうって文句を言うと、障子にボールを投げると、ずぼっといつて何も返ってこない。

山田課長
山下さん

そうです。そう。

ほかの市は、やはり返ってくるんですよ。お互いに返して、そして新しい行政をやっていく。それが一番肝心なんです。やはりパブリックコメントを出した人にこうでしたという話を行政としてすべきなんですよ。

和久さん
山下さん

山下さんは、ずっと言ってたね。

前、市長にその話をしたら、分かりましたと言っていたから、やるのかなと思ったら、勝手に規則をつくってしまって、パブリックコメントは返事を出しません、ということになったんですよ。しかし、この間、総合計画では、パブリックコメントを出した人に全部回答を送ってきたんです。こういうようにしましたとか。やはり行政と市民の信頼関係ができるような組織にしないとだめなんです。

だから、市民参加も、そこに基づいていると思うんです。やはり信頼関係ができるように市民参加をしていかないと、いろいろなことを市に頼まれて、しょうがなくやっている人もいるけれども、その人はやっても達成感がない。やはり行政は、あなた方がやってくれているのはわかっていますよというような感じがあると、それで一体感があると思うんです。私は、そういう意味で、ぜひ市民

参加条例にそういう精神を織り込みたい、織り込んでほしい。

和久さん

いいですか。今の山下さんの発言に関連して、こういう項目もぜひ入れたいと思うんですけども、茅ヶ崎に行政手続条例というものがありますね。これは、行政手続法に基づいてつくられているものですが、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることが目的の重要な内容になっていたんですね。

透明性というのは何だということで、条例の中に括弧して、これは法律から来る文言ですが、行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいうと。これは、まさにパブリックコメントを出した人に、それが取り入れられた、取り入れられない、なぜそういう扱いになったかということが説明される、そういうこととちょうどぴったり同じですね。

山下さん

そう。

和久さん

実は、こういうふうにも目的に書いてあるにもかかわらず、茅ヶ崎の条例では、今のように諸計画が定められるときに、市民の意見をどういうふうに反映させるか、どういうふうに扱ったかということを規定してないんですよ。

それで、もう一つあるんですが、例えば諏訪市では、同じ行政手続条例の中に行政計画という項目がちゃんとあるんです。この中で、行政計画の決定、手続に関する一般原則というものがありまして、計画案は市民に縦覧しなければいけない、パブリックコメントを行うとかいうようなこととあわせて、市民の意見が十分反映されたものとして決定されるように努めなければいけないという、行政が市民の意見を尊重する規定がきちんとあって、また説明もしなければいけないというように書いてあるんです。茅ヶ崎の行政手続条例には、目的の中にあるにもかかわらず、実際の具体的な規定はないんですね。これは、非常に片手落ちというか、不十分な規定になっている。

この辺は、今のような問題提起もあわせて、ぜひ入れたいという気がします。これは、行政手続条例を改正するのか、あるいは市民参加条例の中でうたうべきなのかというあたりは、ちょっと検討しなければいけないと思います。やはりこういう考え方が必要だという気がしますね。

山田課長

私の考え方は、よく「協働」と言うんですけども、やはり市にも事情があるんです。市にも事情があるんですが、それを隠してはだめなんです。例えば、この条例でもそうですけれども、条例の最後のところは、これは法律のつくり方だから市民にはわからないんだという考え方もある。基本のところ、なぜこの文はこうなるのかというところを出さない。予算についてもそうです。ここのところを市民に言ってしまうと、もしかしたら予算のとり方が、その先が言われてしまうから、そこは黙って話をしようとするから、そこでもう決定的にそごが出てしまう。市民は全部出しているのに行政は出せない。出せないんだか、出さないんだか。だから、これだけ市民参加が進んで、市民の方が言いたいことが言えるようになると当然そごが出ます。それは、やはり何とかしなければいけないかもしれないですね。

第一、それが行政側にあると、絶対わかってもらえないです。先ほどの第三者機関もそうですが、例えば、予算がこれだけあって、この中で藤沢市はこれだけそれに使っていて、議会にどれだけ出ていて、是正勧告がどれだけ出て、皆さん、こういう中でこれだけのお金を使って、これだけやるのはいいと思いますかと。

それを、その苦情を受けている課が本気で市民と話し合ったら理解してくれる。理想はそうですよ。市役所の職員ではなくて、ほかの人間が見たほうがいいに決まっているんです。それは当たり前ですから。その辺にやはり問題があるんです。

青木(洋)さん

私はその件について山田さんと話したことがあるんですが、第三者機関というのはお金がかかり過ぎて、今の市の財政で、弁護士を雇うだけでも年間1人何千万円もかかる、それを何人も雇うと。例えば、わかりやすい例で言うとね。そういうことを市民にちゃんと提示して、じゃあ、ほかの方法は何なのかということと一緒に考えていくというふうに持っていけばよかったのに、そういうふうにならなかったでしょう。

山田課長

うん、そう。

和久さん

そうそう。

山田課長

それは、個人で考えればいい話ですから。市の財布にこれだけあって、この中でこういうふうに使っていくんだよ、本当にあなたの財布だったらできますかというお話ですからね。それがなければ絶対合意できないです。市民の方たちは、それはわからないですから。理想は、第三者機関がいいのは当たり前じゃないですか。それを、今、当時の私がいた市民相談課の立場から言えば、こういうところもある、ああいうところもあると、その場が設定されて話し合いが必要だった。それで、あんなかけ離れたなど、後になっては皆さんにそういう思いが残っている。決してよくないですよ。

青木(洋)さん

市民参加で、検討委員会とか策定委員会があつて、いろいろ問題が出てくるじゃないですか。私たちとしては、やはり行政側がどう考えているかを知りたいんですよ。例えば、自治基本条例だと行政の方との意見交換も、大した数ではなかったけどやったんです。でも、偉い方ばかりが出てきてしまって話が進まない。たまに担当の方も出てくるのですが、何か充実した話し合いにならない。というか、本当のことが出てこない。

山田課長

出てこないでしょう。

青木(洋)さん

出てこない。もっと言ってほしい。上層部の方たちとばかり意見交換が続いたので、何かいつも不完全燃焼で、煙にまかれて終わったというのが自治基本条例だったんです。

山田課長

そうですか。

青木(洋)さん

だから、市民はもっと突っ込んで、行政が抱えている問題が何かを知れば、私たち市民としても、こういう考え方があるという提言をできたかもしれないですね。

山田課長

そうですね。

青木(洋)さん

でも、それが無いから、もう不信感ばかりで。

山田課長

そうですね。それは大きくなる。

青木(洋)さん

最後は、全く違う話になって行って、結果どうですか。できて、その自治基本条例はどうですかということですよ。やはり行政の方だって、本音のところではまだいろいろ、あの自治基本条例はどうかと思っていらっしゃるわけでしょう？

山田課長

そういう人もいっぱいいると思います。

青木(洋)さん

私も、ほかで聞きました。

山田課長 　ただ、事実として、あれだけ市民案と行政案を並べて、最終的にどうしてこうなったのかなと思うわけです。やはり職員だって見ますから、策定している職員はわかっているけれども、それ以外はわからない。

青木(洋)さん 　課長もそうですけれども、課長以下のほかの方たちで、いろいろな考え方を持っている方、しっかりと持っている方っているんですよね、茅ヶ崎市の中で。でも、そういう方の意見が吸い上げられない。だから、一部の方たちの、市民がよく一部と言われるんですが、行政も一部の方の意見しか出てこない。私たち市民も疑問に思うから担当課に尋ねると、いや、そう思っていないとか、思っているという意見がいろいろ出てくるわけですよね。何でそれをもっと意見交換会に反映しないのか。

山田課長 　そうですね。

青木(洋)さん 　例えば、山田課長のような考え方が本当に生かされていくのだったら少し変わるかもしれませんね。

山田課長 　少なくとも、私はいなかったときですから。私が単純に素直にそう思うのは、私は言うてしまうほうなので。それで怒られてもいますが。

山下さん 　まだ行政の中では、市民は敵と思っているんですよ。

山田課長 　そうそう。それじゃいけない。

山下さん 　まだ思っているんですよ。しかし、一部はもう既に、まだら模様だけれども、例えばごみなんかは全部さらけ出すと。そうすると、何でと言ったら、実はここはこうなりますので、と言うと、ああわかったと、こうなるでしょう。

山田課長 　なりますよね。

山下さん 　そういうような感じで、やはりちゃんと話しあっていないと、市民参加も根本的な哲学が違うんじゃないですか。

山田課長 　敵と思っているところは、この部分は言わないでおこうと行政側は思っている。

山下さん 　そうそう。言うともめるから。

山田課長 　言うともめるからとか、そういうふうになっている。本来は、それじゃいけない。

青木(洋)さん 　隠しておこうと思うところがあったとして、でも、例えばある程度トップの人がそうじゃないんだというふうに決断すれば、そうじゃなくなりますよね。

山田課長 　はい。だから、レベルにもよるでしょうけれども、課長の判断でできるものもあるでしょう。どんなトップかわからないですけども、市長は多分そう思っているんじゃないですか。

青木(洋)さん 　そうですか。

山田課長 　思っていると思いますよ。そうじゃないですか。

青木(洋)さん 　うーん・・・。

山下さん 　しかし、まだあるでしょう。市長でも、やはり届かないところがあるんですよ。

青木(洋)さん 　市長にも情報は届いてないなと感じたことはあります。

山下さん 　情報が届かないで、市長が右だと言っているのに、いやいや、市長、左ですよと言う人がやはりまだいるんです。藤沢市は、そういうことがないんです。すんなり通っちゃうんですよ。平塚市も。

青木(洋)さん 　平塚ね。

山下さん 　やはりそういう意味で、僕は今度の市民参加条例はいいと思います。もめて、

もんで、そしてきっちり、基本的に市民と行政の信頼関係ができれば一番いいと思いますよ。この間も一部の市民と言うから、逆に高橋課長に、130の自治会を全部回れと。一部じゃなしに130人に会って、市民参加をこういうふうに考えているんですけども、どうでしょうと話を聞いてこいと言ったのは、そういうことですよ。そうしないと、やはりいい市民参加条例はできませんよね。

和久さん

今回の大震災のいろいろなニュースは、本当に涙なしには見られないような状況があるけれども、とにかくみんな献身的に、一生懸命皆さんの役に立つ、大混乱の中で頑張っている人たちを見て、かえって応援している人たちが励まされる、そういう相互関係ができていますよね。だから、市の行政を考える上でも、市の行政というのは本来的には地域のため、市民のためにあるのだから、市の職員の人たちも市民が喜ぶのを見ると本当にうれしいので、それはもう基本だと思うのね。だから、そういう点で、山下さん言われるような信頼関係というのは本来的にはあるはずなんだけれども、やはり具体的な問題になると、ちょっとぶつかり過ぎてしまって、なかなかそこが埋まらないというのが今のようなことではないかと思うんですよね。

山田課長
和久さん

そうですね。

そこは、何か乗り越える工夫をお互いにしなければいけないというのが、今回の市民参加条例の中で仕掛けというか、つくっていくことではないかという気がするんですけども、いかがですか。

関山さん
(市職員)

先ほど、意思決定するときにはトップの人たちしか出てこない、自治基本条例のほうで。多分、担当者が出ないとか意見が言えないというのは、その担当者の意見がもう市の意見でしょうと市民の方が見られる、そういう恐れがあると思うんです。こちらは、こういう市の組織の中で働いているわけですから、市の考え方がもちろんあって、それに沿った仕事をしていく。ただ、市の職員もいろいろな考えがあって、市民の言っていられちゃうことはもともとだと思っている人もいれば、そうではなくて、上司に言われているとおりのことをやらないといけないとも思っている。そういう狭間の人もいると思うんです。

そのときに、個人の意見ではなくて市の意見として言わないといけないという部分で、本音が言えないというのは多分にあると思います。だから、個人的な意見で、皆さんともっとよりよい部分でいろいろ考えていきたいというところを、市民の方も、市の意見ではないというところがわかってもらえたらと。

山田課長

それはわかります。そうだよ。市民側は、それがでてきている。議会制民主主義ではなくて、市民参加ができています。職員側は、市長の補助機関で、私たちは市長の考えの補助機関ですから、法律的に言えばね。

青木(洋)さん

発言に責任を持たなきゃということがあってしょうね。それはわかります。ですから、結局、皆さん黙ってしまう。代表答弁のように、一番上の方が話すというふうになってしまいがちでした。でも、市民自治推進課の前身の市民活動推進課時代に市民活動推進条例というものをつくったときには、行政の方も出ていたんですが、本当に個人の意見を言いましょと、そういう話し合いができたのはよかったんですよ。みんなが信頼し合って、きょうは行政の立場をちょっと置いて、個人としてどうか。もちろん、行政としての考え方も述べていただくけれども、でも個人的にはこう思うんだということを言ってもらわないと、

話が全然つまらないんですね。

私たちだって、わかっている方が多いと思いますよ。行政の方というのは、ある意味責任があって発言されるんでしょうから。でも、自分はそう思わないということで、言うてはいけない場ではないわけですよ。だからといって、市民がそれを攻撃するわけではなくて、むしろそういうことを望んでいるわけです。

このワークショップというのも、委員会にしないで、同じテーブルで行政の方も、行政としてはこうしたいと思っているけれども、自分としてはこういう案もあるのではないかと。今、山田課長が言われたように、行政ってこうなんだよ、でも自分としてはこういう部分も、そうじゃないと思っていたと言っていただけでも、そうなんだというところで共鳴し合って、信頼関係ができあがっていくのだと思います。まあ、山田課長とは長年のおつき合いなので、彼がどう考えているか何となくわかるんですが、こういう課長だと、市民自治推進課というのは、今、いろいろな意味で非常に注目を浴びているところですから、少しは改善されるかと期待しています。

山田課長
青木(洋)さん
山田課長
山下さん

私は、そんな力ないですから。

だから、市民と一緒にやればいいんです。

ああ、そうですね。

だから、逆に言ったら、そういう市の人を市民が守らんといかん。山田課長はちょっと言い過ぎだと思っても、あの人もこう言っていますよということではなしに、やはり守っていかないとだめですよ。先ほど言ったように、市民参加条例は、茅ヶ崎が本当に明朗な、市民と行政がぴったり寄り添えるような条例にしたいいね。

山田課長

市民参加に基準がありますけれども、だから職員参加の基準というのを、ちょっとどう言っているかわからないですけども、そういうものが必要なと思うんです。今、関山さんが言われたようなことは、多分、本当にみんな思っていますよ。

青木(洋)さん
山田課長
和久さん

言えないんですね。

言いたいけれども・・・。

極端なことを考えて、市民参加とは何かということを考える一つの視点ということになるかもしれないんですが、市民参加というのは、基本的には市民の意見がきちんと行政に反映されると。この場合、市民といっても、茅ヶ崎でいえば約23万5,000人の市民がいる。違った意見をすべて反映させることはできないから、それをどう反映させるか。ここは、やはり少し論議が必要だと思うんですね。ただ、いずれにしても市民参加ができて、そういう行政ができたとしますね。そうすると、それで終わりというか、いいんですかね。参加というような点でいうと、生かされているというだけで。

もう一つ、憲法からも、それから自治基本条例からいっても、市民は主権者ということなので、主権者として、国政には一々立ち入りませんが、市の行政を動かす主体であるということはどういうことなのか。みんな行政が受けとめてくれるから、あとはいいやということでもいいのかどうか。何か両方の面があるような気がするんです。

「協働」と言われていて、ある部分は分権というような格好で、先ほどの藤沢

の例のように、地域に一定部分は任せていこうと。そうすると、なおさら、きめの細かな市民の要求が反映しやすいという面もありますよね。それを市政全体でいろいろと拡充していくといいますか、充実させていくという問題もあるだろう。ただ、それはいきなりはできませんから、当面、やはり市民の意見をできるだけうまく行政に反映させる仕組みをどうするかということと、何か両面あるような気がするんですよね。それは、うまく進んだらどちらかができるというのではなくて、やはり両方日常的に、可能なものから追及していくというようなことが、市民参加条例をつくる仕組みの中身としてあるのではないかという気がしますね。

山田課長

地域分権が悪いという意味じゃないんですよね。ちゃんと中央に届くものを残しつつ、やはり担当地域によって特性があって、その中では自分たちが考えて、何かやれる仕組みも必要だと思います。ただ、それがちゃんと市役所の中でも、地域だけではなくて、やはり全体の理論が中央に届くような仕組みを同時に残しつつ、地域は地域というのも重要なところだと思います。

和久さん

そういう点で、前回、出された、市民参加の対象とは何だ、それから時期とか、方法とか、こういう具体的な問題になるような気がしています。一つは、制度化された市民参加というのがあるような気がするんです。例えば、審議会とか、計画をつくるときの策定委員会のようなものです。あるいは、今回のワークショップのようなものもそうですね。こういう制度化されたものを、計画だとか条例をつくるときに、どううまく重要性だとか市民の関心とかに応じてつくっていくか。とりわけ審議会なんかは随分と、どういうメンバーをしっかりと入れるか、公募するか、その中で女性の割合をどのくらいにするかとか、23万5,000人の市民の意見を反映できるような委員を構成するか。

もう一つは、やはり審議会の権限というものがあると思うんです。ただ意見を聞けばいいというやり方ではなくて、できるだけそこで出た意見を尊重する。その辺の仕組みも市民参加の中ではしっかりと、今は必ずしも明確ではなくて諮問というふうに、ただ簡単に意見を聞きますということが中心ですけれども、それでもやはり市民参加の流れがずっと来ているので、審議会によっては、市民の意見をできるだけ生かす、生かさざるを得ないという問題も起こっていますよね。この辺は、市の行政上、かなりばらつきがありますから、これはもうちょっとしっかり、きちんとつくっておくというような必要があるのではないかという気がしますね。

ファシリ
テーター

(能率協会:前原)

小川さん、いかがですか。

小川さん

(市職員)

皆さんの意見を聞きながら、改めて茅ヶ崎市の今ある姿とか、再確認させてもらっているところなんですけれども、率直な意見としては、これは個人的な意見だけが寄せられて、それに対する回答であったり、政策ができていた。できていたり、できていなかったりという部分ももちろんあったと思います。ただ、最近では、皆さんの取り組みとか、市の考え方も多少やわらかくなってきたと思うんです。パブコメであったり、計画審議会の委員の選び方であったり、そういった部分では、市民の意見が大分取り入れられやすい形に変わってきているのかなと、

僕は思っているんですね。

山下さん
小川さん
(市職員)

うん、徐々にね。

ええ、徐々にではあるんですが。そういう部分は、いい部分として、ある程度評価してほしいなというのが率直な意見であります。

今、話し合っている中で、皆さんの意見としては、お互いに本音で意見を出し合って、なるべくいいものをつくっていかうという点では、多分、全体としても同意が得られていると思うんですね。ただ、どういうふうに意見を吸い上げていくのかというのは、今まで市として考えてきたものと、皆さんからこれからまたどんどん出てくる意見を、すり合わせたり、よりいいものをつくり出していく。そういったことを考えるのがこの場だと思うんですね。そういった意見をどんどんお互いに出し合って、本音で、こういうのがいいんじゃないか、いや、そうすると、こういうふうな問題もあるよとか、こういうところはできないよというような、この場でもお互い本音で意見を出し合って、市民の意見がより吸い上げられやすいような形、制度をつくっていかなければいけないのかなと思います。

やはりここで、こういうのがいいよと言っても、それを制度化していかないと、なかなか市のほうとしても、例えばワークショップとか、パブコメとか、いい例だと思うんですけども、パブコメをやろうということが決まって、パブコメをこういうときにやるんだと決まれば、ある程度それに乗った形で市のほうでも取り組みができるんですね。つくるものとか、取り組み内容によって、これはやらなくていいんじゃないかとか、これはやったほうがいいんじゃないかという決まりがしっかりしてないと、そのときによってやったり、やらなかったりとか、いい吸い上げができたり、できなかつたりということになってしまうと思うんです。そういう意味で、こういう仕組みをしっかりとっていけば、意見の吸い上げがよりできるようになっていくと思うんです。

青木(洋)さん
小川さん
(市職員)

市民参加条例って、そういった制度化をしていくための条例だと思うんですね。そうですね。はい。

青木(洋)さん

今までは、概念としては市民参加基本方針だとか、完璧ではないんですけども、あったわけです。それがどうなのかということも、制度化をされていなかったために、何となく来てしまったんですね。

小川さん
(市職員)

そうですね。はい。

青木(洋)さん

だから、やはりここで思い切って制度化していく。そのためには、市民だけではなくだめだし、行政も、若い方や、いろいろな考え方を持っている方の意見も反映しながら、だって、これから担うのは若い職員の方たちじゃないですか。そういう方たちと私たち市民は一緒につくっていくわけですから、そういう意見を入れながら制度化していく。例えば、審議会の話が出ましたけれども、いろいろ問題があるわけですね。それをそうじゃなくしていくためにはどうすべきなのかということも、やはり問題を出し合わないで制度というのはつくっていくことができないので、行政の方の意見というのは非常に貴重だなというふうに思います。

ファシリ

「信頼感」というところで、話がすごく進んでいたという印象を受けています。

テーター
(能率協会:前原) 行政の立場からすると、市の事情というのはなかなか見えないところがある、言ってしまうと何か問題になるというお話がありましたけれども、やはり本音で言い合うことで、お互いの気持ちができることで、お互い信頼感が醸成されますし、それが大事だという意見は合意できていたかなと。

先ほど出ましたように、本音で意見をたくさん出し合うんですけれども、例えばワークショップで意見をたくさん出し合う中で、出し合うだけではなくて、やはりそれをちゃんと吸い上げるような制度なり、ルールをしっかりとっておかないといけないという話も出てきました。

山下さん ここに、「パブコメには必ず回答を出すこと」と入れておいてほしい。市長は、絶対に返答を出すという考え方だった。だけど、内規で勝手に、そうしなくていいようなルールをつくった。

山田課長 パブコメをやるための基準がありますから。その中では、やはり数のことを考えているんですよ。

山下さん 数、そんなにないよ。

山田課長 現状はそうですけれども、例えば1,000人来ちゃったとか、500人来ちゃったときに、一人一人に全部答えられるかということが多分ある。

山下さん 一人一人じゃなしに、この間見せたのは、100ぐらい来ていたかな、それがずっと書いてある。そして、これは採用いたします、わかりました、これは訂正しますとか、全部書いてあったんです。総合計画で。

山田課長 それをうまく、例えばレベルによるとか、数によるとか、何かそういう・・・。

山下さん いや、そうじゃなしに、市民がせっかく意見を書いているのに、全然知らん顔しているのは問題。

和久さん 山下さんが言われるのは、今、出している全体をまとめたものがあるじゃない。それを、例えば500人なら、500人ということはないだろうけれども、200、300とか、そういう人にそれ自身を送り返せばいいということだと。回答するという意味ではなくて。

山田課長 ああ、それは必要です。

和久さん せめてそのくらいはね。

山下さん それですよ。この間、僕がやったなと思ったのは、先ほど言ったように、総合計画のときに、市から送られてきたものを見たら、これはこういうことでできませんとか、これはわかりましたので直しましたとか、全て書いてあった。

山田課長 山下さんだけの意見ではなくて、ほかのも全部載せて。

山下さん そうそう。

和久さん うん、そうそう。どうせまとめたものをつくるんだから。

山田課長 それは、いいじゃないですかね。

山下さん いいじゃなくて、それが当たり前なんだ。

山田課長 私、誤解していました。一つ一つのことを回答していくのではないんですね。

和久さん それは、そんな難しくはないよね。

山下さん 要綱を改正せんと、要綱で返事しないということにしたからね。

山田課長 ホームページだけでやってもいいというあれでしょう？ちゃんとそれをホームページだけじゃなくて。

山下さん ホームページにも載せていない。

山田課長
山下さん
山田課長
山下さん
関山さん
(市職員)
小川さん
山下さん
関山さん
(市職員)
小川さん
山下さん
山田課長
山下さん
山田課長
小川さん
山下さん
山田課長
ファシリ
テーター
(能率協会:前原)
山下さん
青木(洋)さん
山下さん
青木(洋)さん
山下さん
小川さん
山下さん
山田課長
ファシリ
テーター
(能率協会:前原)
山田課長
ファシリ
テーター
(能率協会:前原)

ホームページでは明らかにしているんじゃないですか。パブコメの結果は。内容は全部書いてくれている？

まとめてになっちゃっていますか。そういうこともあるか、細かいことも。そう。

出ていたと思います。

出ていたと思います。たしかホームページで、意見と、その反映状況が載っていたような気がするんですが。

一つ一つよ。

はい。

ある程度集約はされていると思うんですが。

総合計画の時は、これは採用しましたとか、採用して訂正しましたとか、そういうのが全部出ていた。

それは聞いてみましょう。それができれば一番いいですね。

それは全部パブコメをやった各課の担当になっている。

課の担当？

多分、その辺もルールがあって、意見を出すとなっているのか、出さないとなっているのか。

全部出さないということに決まった。そういう要綱が入った。今、そういうふうにされているの。

それ、ちょっと調べてみます、今度。わかりました。

一応、このあたりで一度整理をして、発表しないといけないというところなんですけど、とりあえず発表のほうは、どうしましょう、どなたが。

和久さんが発表者。

いや、私、行政の方がいいかなと。

行政が発表するの？

今、いろいろ検証が出たじゃないですか。それを市民が言うのは普通でしょう。だから、ちょっと新鮮な感じがする。

そのほうがいいんじゃない？

いや、行政はあくまでもここで、行政側の意見として言わせてください。

いやいや、いいんだよ。それが大体いかん。行政が意見を出す、やはり行政も一人の市民として、そういう形で言えば。

これを書いていただいたら読めばいいんですか。

若干、整理したほうがいいかなと思うんですが。

関山さんがいいか。お願いします。

川本さん、いかがですか。今の議論を聞いてみて。

川本さん 市民の方々も職員かと思うぐらい、きちんと茅ヶ崎市のことを理解しておられて、素晴らしいと思いました。

山下さん 山田課長さんが来たから雰囲気が変わったよ。

山田課長 そんなことないです。

山下さんほんと、期待しているから。

山田課長ありがとうございます。

ファシリテーター では、若干整理します。間違っていたら言ってください。

(能率協会:前原) 最初、やはり課題のところで、決定の前の市民の参画が大事であるとか、プロセスの開示が大事というような、結構大きな課題の部分で話があったかと思いません。藤沢市には川本さんや課長がお住まいで、茅ヶ崎市とは大きく違っていました。それぞれ仕組みが違って、だめなところもあるし、いいところもあるという話がありました。

その後、「信頼感」というキーワードで話が進みました。市の事情ということで、ちょっと話せない部分があるけれども、ここは改善していく必要があるし、情報をきちんと開示して、課題を市民と行政がともに考えていけるようなことをやっていかないといけないよという話がありました。それで、ともに考えることが必要なんですけれども、そこで市が市としての意見を言うというか、自分の考えではなくて、これが市の意見ですというふうにただ言うだけでは、やはり信頼関係は深まらないという話があって、やはり本音で意見を出し合うことが大事だと。あと、出し合うんですけれども、それをきちんと吸い上げる制度、今回の市民参加条例はまさにそういうことだと思えるんですけれども、きっちりルールなりを決めないといけない。つまり、そういうところが行政と市民の信頼関係につながっていくのかなと。

和久さん ここに、市民が喜ぶと職員も喜ぶ、そういう相互関係にあるというのが何か入ってくると思います。

山下さん そうそう、そうそう。そうですよ。

和久さん やはり職員の方も、そうなんだと思うのよね。ふだん言うかどうかは別として。

山下さん 提案があったけれども、それは私もいいと思うんです。これはこういうことでちょっとできないんですよと、お互いに本音で話し合う。

山田課長 和久さんの意見は、職員としては非常にうれしいですよ。市民が喜べば職員も喜ぶと、それが本当に基本ですよ。だけど、職員でそうじゃないのがやはりいるから。

山下さん いるんだよ。

山田課長 本当は、職員はみんなそうでなきゃいけない。

山下さん そう。

山田課長 市民のためを思ってやっていけば、多分、理解してくれるんです。ところが、仕事になってしまうから。和久さんのその信頼感というのは、私、すごいうれしいですね。職員は、そうでなきゃいけない。

山下さん 山田さん、古いことを言うけれども、15年前は、職員が市民と仲がよくなったら、すぐに別の部署に飛ばすんだよ。

山田課長 ああ、そうですね。昔はね。

山下さん そう。

青木(洋)さん 15年前じゃなくても、もっともっと最近でもそうですよ。そういうのありましたよ。

山下さん もう、すぐね、あの人は市民と仲がよすぎるといって、ぼんと飛ばしてしまう。あったんだもの。図書館に行ったりね。

山田課長 そうですか。

山下さん そう。

青木(洋)さん 図書館。

小川さん 具体的だ。

(市職員)

青木(洋)さん 図書館の人、かわいそう。

山下さん そう。それで、その人、もう辞めたけどね。やはりそういうことってあるんだよ。

山田課長 だって、本当に市民のことをすぐに守りたいと思えば、どうやったら防災に役に立つとか本気で考えますよね。仕事として考えたらだめ。来年、受けるなら、本当にそうですよ。その気持ちがちゃんと伝われば合格できると思う。

川本さん はい。

山田課長 茅ヶ崎市民を本当に愛して。

青木(洋)さん それをそういうふうにして、山田さんが採用すればそうかもしれないけれども、そうじゃない職員がいますから。

川本さん そうですね。

山田課長 でも、そうありがたいよね、本当に。新しい職員は、みんなそうになってほしい。

山田課長 では、発表は関山さんにやってもらう。

山下さん やつたらいいじゃない。まだ何回もあるんだから。

ファシリテーター 具体的な意見を吸い上げる制度、ルールが必要ということで、ちょっと具体的に出ていたのは、山下さんのお話と、あと和久さんのおっしゃっていた行政計画の規律の、例示された話ですね。茅ヶ崎市にはそこがないんだけど、市民への公開が義務づけられるとか、行政が市民に対して理解してもらうように努めるみたいな記載があるというところが、制度、ルールに対しての具体的な意見になるというところでちょっと整理させていただいて。これはどうでしょうか。課長が言われた、「職員参加」というのもあったんですけども。

山田課長 本音で話すことが必要だと、それは大事だと思いますよ。それがなければ始まらない。

ファシリテーター この辺に入るんですね。

(能率協会:前原)

山田課長 そうですね。

青木(洋)さん それ、職員にとって重要なコメントですよ。

山下さん そう。

青木(洋)さん 「職員参加」ってないですので。やはり法律で動いている人たちですから、そうじゃないところで参加するというのは勇気が要りますよね。でも、その発言が非常に重要なんだということをみんなが認め合わないと、職員が参加できないですよ。

山下さん	そう。それで、やはり保護しないとね。
山田課長	そうです。認めていくというか。
青木(洋)さん	そうそう。みんなが認め合わないと。だから、おっしゃる信頼関係ということですね。
ファシリ テーター (能率協会:前原)	それでは、関山さんに発表をお願いしたいと思います。
山下さん	はい。
和久さん	発表は自分なりの解釈でいいと思います。
関山さん	じゃ、よろしくお願いします。
山下さん	はい、お願いします。

4-3. グループ討議 (C班)

ファシリ
テーター
(能率協会:岸田)

まず、前回の振り返りをさせていただきたいと思うのですが、資料6-3ですね。前回、進め方を主に議論していただきました。皆さん、前回の資料はお持ちでしょうか。前回、今後の検討項目と検討予定ということで資料をお配りしたのですが、基本的項目という条例の目的とか定義とか基本原則とか、そういったものは最後に議論をしましょう。まずは、市民参加の方法とか仕組みの部分について具体的なところを話していきましようということだったと思います。

その上で、今日、資料を準備させていただきまして、資料6-4、A3横長のものがございます。Cグループの方で出てまいりましたけれども、この表頭のところで、計画の策定の段階で、市民ニーズとか現状を把握する段階、計画策定等に向けた検討、計画案等の策定とか公表の段階、あと、事業の進捗管理・評価の段階、こういう4段階に分けて、どういった市民参加の方法があり得るか、そういった表を整理しながら課題を出していったらどうかというようなお話であったかと思えます。

基本的考え方、表の一番上のところですが、益永さんからもありました、市の政策形成過程において市民が参加する権利とか、あるいは市民意見をきちんと反映できる仕組みを担保する、そういったものを踏まえて議論していきましようという前回のお話であったかと思うのですが、そこまで、違っているとか、こうした方がいいとか、そういうところのご意見はございますでしょうか。

渋田さん

意見じゃないのだけど、ここに注で書いてあるだろ。注で、「表中の『○』印はあくまでも想定です」と書いてあるね。これ、何で想定にしたの？誰が想定としたの？

ファシリ
テーター
(能率協会:岸田)

今、表の中で、ステップ1のところでは、アンケート方式とかヒアリング方式とかモニター方式とか、そういったものが市民参加の方法として考えられるのではないかとということで事務局側で「○」をつけていますけれども、皆さん、お考えによっては違うこともあるかもしれませんよね。皆さんのご意見をお聞きしながら、「○」印を訂正するとかということもあり得るかなと思ひまして、想定というような書き方をしています。

青木(有)さん

「○」印は市民参加をする事項という意味ですか。

ファシリ
テーター
(能率協会:岸田)

そうです。はい。

渋田さん

これ以外に、市民参加しないで、市役所がつくるのは何と何があるんですか。市民参加の方法ですか。

ファシリ
テーター
(能率協会:岸田)

渋田さん

ううん。市民参加をしてもらい以外で、条例か何かつくるときに、これとこれは市民は入れませんよ、市役所だけでつくりますよというのは、1つ、2つ挙げてください。大切なことだったら、それも「○」印にしてって言わざるを得ない。

村中さん

自治基本条例ができたので、そういうことはありません、本来は。そういうふうに答えていたよ。

渋田さん

だから、市民が全部言うように「○」印にしてみましたよと言うんならわかるんだけど、それは市民の声を聞かないで、市の方だけでつくるんだよというのがあれば、そ

れを想定だから、1つでも2つでも言ってください。

ファシリ
テーター
(能率協会:岸田)

そういうのはないですね。

石井さん
(事務局)

ないですね。

渋田さん

そこがはっきりしないから。

石井さん
(事務局)

計画等の策定などを行う際には、必ず、少なからずパブリックコメントがかかってくるということもあると思いますので。

渋田さん

だから、想定なんて、言葉が悪いんだよ。

中村さん

もうちょっと実質的な討論しましょうよね。

渋田さん

わかっているけど、こういう表を出されると、その中で、私たちの意見が全部無効になっちゃう場合があるの。

中村さん

そんなことないから、1つのたたき台と考えれば。

渋田さん

3分で終わる話だから。すいません。

ファシリ
テーター

それで、この表に基づいて話をしていきたいなと思っているのですが、全部やるのは大変なので、どこからやるのかを決めたいと思いますが。

(能率協会:岸田)

石塚さん

ちょっとその前に、この表は、ある想定 of 課題があつて、課題を市と我々が共有して、共有した後に、この方式で参加する方法ならわかるんだよな。ところが、その前に、基本計画があると。方針がある。8年前につくったやつがありますと。何の見直しもしてない、だれも評価してない中で、いきなりワークでやりますという言い方するじゃないですか。だから、こういう課題がありますというのは、先に提示があつてやらなきゃいけないのが、この文書の中に何も入ってないよな。

中村さん

そうね。

石塚さん

つまり、何をやるかという部分の中で、何が課題かというのが先にあって、その課題の提示があつて、市の持っている情報と市民が持っている情報を共有しなきゃいけない。若干ずれはあるだろうけども、今、こういうものがありますよと。それに対する評価の開陳があつたり、現状ではこういう課題がずれていますという部分に対して、市民の声を聞きたいというならわかるよ。でも、この方式の部分では後からになっちゃっているから、その前の提示がないんだよ。提示がないのに、これをやるというのはおかしくなる。

村中さん

今の状況ではね。

石塚さん

うん。

村中さん

これがちゃんと市民参加の方法がきっちりいくと、この事業評価のところまでいくわけじゃない。

石塚さん

そうそう。

村中さん

そうすると、評価したときに課題が出てくるわけだから、本来、市民参加がきちつとされて、ここまでいけてれば、次のステップはまたぐるっと回るわけです。だから、今はそうじゃないけど、そういうふうにするためにどうしたらいいかというやり方。

石塚さん

そうすると、これ、逆に、1回、前に1個、この項目を入れてくれて、現状課題があつて、今ある状況を入れていて、それから最終評価にしないと、今あるものでいく

から話が見えないんだよね。だから、今、市が一番問題だよと言っているのはそこだと僕は思うんだよね。

中村さん

それで、やはり一番やりやすいのは、具体的な例を持ってやると。その中で、自治基本条例がありましたよね。今は見直しの時期なんですね。だから、そこでいろいろな問題が出てくると思うから、それを例にとって、それで解決したものは何なのか、改善すべきものは何なのかというようなことを議論する方が効率的な気がしますけどね。具体例を出さないと、いまいち、ぴんときないというか、核心に迫らないような気がしますんでね。

村中さん

基本的な考え方の真ん中のところは、私はこういうふうには思わないので、市民との対話のあり方とか市民との対等性という、この対等性、私は市民と職員とか行政は対等ではないと思っているので、その辺のところと、あと、庁内で十分な協議が必要ということで、ここのところ、さっき私が言ったみたいに、検証されていないし、この真ん中のところはちょっと違和感があります。

中村さん

そうですね。対等性というのは確かに違和感あるし、前回、市民参加じゃなくて、むしろ行政の方が参加するというような考え方の方が、ということが言われたような気がするんだけど。やはり市民としては、市民主権と思ってますから。

益永さん

すいません。今に関連するのですが、主役が市民であるんだったら、行政が市民と対話するというか、市民との対話という、行政側が主体になっているので、その辺の立ち位置はいつも意識してもらいたいなど。

ファシリ

すみません。気をつけます。

テーター

(能率協会:岸田)

渋田さん

単純な言い方ね。市民で行政と。行政、市民じゃなくて、書き方も市民の方が先というような姿勢を、それがポイントだよ。

ファシリ

それで、中村さんの方から、自治基本条例のときの経緯を、事例を出しながら、このステップに当てはめていってみるということですかね。

テーター

(能率協会:岸田)

中村さん

ええ。2つあって、もう1つは、市庁舎建て替えなのだけでも、僕はそっちの方が詳しいけれど。参画している人がいっぱい、そっち多いからね。できれば多い人の方をケースにした方が。

石塚さん

3人しかいないから、どちらでも別にいい。

中村さん

もういっぱい問題ありますけれど、市庁舎建て替えについてもね。

村中さん

具体例もいいことだと思うんですけど、行政側が出してきているいろんな手法というのが、どういう意味があったり、どういう考え方に基づいて、それでいて、どこに疑問があるのかというところは、一応、私は出した方がいいと思うんですね。

中村さん

もちろんそう。

村中さん

自治基本条例とかを例に出すと、アンケートとかそういうものというのはない。

中村さん

アンケートはなかったな。パブリックコメントはあったけれどね。

村中さん

モニターとかそういうものもないんです。やり方としては珍しいやり方をしたので、通常、行政でやっていることの流れとか、審議会とか策定委員会とかも、ここに「審議会等」と書いてあって、その中にいろんな委員会とか策定委員会とか市民検討委員会とかというのが入っているんですけど、それ、やっぱり役割によって大分違う

んです内容が。そのあり方もやっぱりちゃんと検討しなければいけないんじゃないかなと思うので。

ファシリ
テーター
(能率協会:岸田) 自治基本条例の例を出そうとすると、話し合いができるという手法のところは、策定委員会のところと、あとパブリックコメントのところ、手法4のところ、それからヒアリング。

村中さん ヒアリングもしてますし、公聴会、説明会もしてます。

中村さん それから、評価の問題があるでしょ。あと、プランの最終的な案の作成のところは非常に問題があったわけですよ。だから、いろんな問題があって、そういうのが1つ1つ、どうして、今、その問題が問題で顕在化しているのか、いや、ちゃんとうまくいっているのか、最後の評価のところになると思うんですけど、そういう流れをやっていくと、いろんな改善すべき点が出てくるんじゃないか。市民側からの要望がもっと具体的に出てくるような気がしますけどね。

渋田さん 僕も賛成だけど、1つだけ。この「市民参加手法等」の欄の8番、手法8番、これは市民参加のあれだから、いわゆる、ここの委員さんとか何かになる人は、5割以上は市民の、本当の市民だよ、普通の市民を入れるか何かしてよ。そういうふうにしなないと、また政治的な先生とか町内会の自治会長とかばっかりが入るようになってから。本当の市民の声を言ってくれる、この会に出ておられるような方たちも含めて、5割以上はここへ出そう。

村中さん 審議会の要綱というのがあるので、それはまたそれできっちりと検討しないといけない。私は今、審議会はすごく重要だなと思っているんだけど、審議会の権限というのがないところなので、やっぱりその辺のところはもうちょっと、審議会だけで細かく検討していかなければいけないと思っていますし、最初に要綱をもらったので、それに照らし合わせて、もう一回議論はしたいなと私は思っていますけれど。

石井さん
(事務局) 審議会の所掌事項の内容によっては、市民の方を多く入れるものがあったり…

渋田さん だめなんだよ。あなたたちは、市役所の職員としての目線なんだよ。市長さんが言っているように、市民の目線で考える市役所の職員になるというのが前提なの。特に、これは、一番そのための基本なんだ。そこを考えてください。こういう委員会などをつくるときには、本当の市民を5割以上、「委員」という名前がいいかどうかかわかんないけど、必ず入れますよと、そういうふうにしてよ。条例をつくる委員会とか何かなんだから。例えば、20代、30代、50代でもいいから。

益永さん もしよろしければ、もう時間もないので、項目ごとに現状把握をしていって、課題を洗い出しませんか。

ファシリ
テーター
(能率協会:岸田) 項目はどこから。初めの自治基本条例を例にしたときに、私も皆さんのご意見をお伺いした方がよろしいなど。

村中さん 私は例にしなくても。

池田さん アンケートって、3,000人を抽出してというやつですよ。あれ、何年に1回ずつやってるの？1年に何回かやってるんですけど。

石井さん
(事務局) すいません。何年に1度とかは今わからないですけども、定期的にやっています。

池田さん あれは、質問項目が、私は、アカシアについてなんですけれど、市の木がアカシア

になっているんですが、市の木がアカシアというのを知ってますか、それでいいと思いますかみたいな質問のアンケートなんです。そうすると、いろんなことが問題になっているんだけど、その問題点がきちり市民側に伝わってないままアンケートされても、きちんとした情報になってないと私は思うんですが、アカシアについていいと思いますか、悪いと思いますかみたいな質問項目じゃなくて、もうちょっと、それも丁寧に質問、アンケートをつくる時にやった方がいいんじゃないかな。このことについてきちんと聞きたいというときは、もうちょっとそこを、あれ、項目も山のようにありますよね。70 幾つぐらいあって、それ、1 人の人たちがみんなチェックしていくわけなんですけれど、そのアンケートの仕方についてももうちょっと考えた方が、せっかくやるんだから、いいかなというような言い方だったら私はできるんですけれど、それで大丈夫ですか。

ファシリ

大丈夫です。

テーター

私、ポストイットに書いていいですか？

(能率協会:岸田)

村中さん

書いてください。みんな、しゃべったのを書いてください。

益永さん

関連して、アンケートの項目はだれがどうやってつくって、その項目、例えば、見直しをするとかというのはされているのか。ひょっとしたら、そこに市民の目線が入っていれば、受け取り側からの何か。例えば、アンケートに参加した人がそこに加わって、アンケート作成のメンバーになるとか、そういう手法というのは、今まではとられていませんが、誰がつくっているんですか。

石井さん

所管課は、市民相談課だったかと思うんですが、その中で作成している中で、各課に、今回、こういうアンケートをとるので、質問したい項目はあるかというような、募集を全庁的に問い合わせ、それで集めている。毎年、質問事項の数が違ってくるのかなと。

(事務局)

村中さん

主体という課があると、特別な項目が出てきてやるとかいうことがあるんですよ。大体が担当課で質問事項が決まっていたという。

池田さん

だから、毎回同じ質問が出てくるかもしれません、よくあるという。

石井さん

そういうところはあるかもしれません。

(事務局)

池田さん

だから、自分のところでというと、じゃあ、これ、市民に聞いてみようかなというのを担当課が簡単に出すので、それを次の施策のどこどこに当てはまるからこれをつくろうという感じには見えない。

益永さん

なってない。要するに、アンケートを何でやるのか、それをどう生かすかといったところがちょっと見えないんですよ。

村中さん

それが具体的に書いてあった方がいい。

池田さん

いいですよ。

青木(有)さん

ちょっと質問でいいですか。ここで言ってるアンケートというのは、一般論として、年1回、3,000人とかいう、そういうアンケートを指してるわけですか。

ファシリ

今、茅ヶ崎市でも、市全体としてやったものとか関係課が、例えば、都市政策課がやるアンケートとか、いろんなアンケートがございます。

テーター

(能率協会:岸田)

青木(有)さん

それを、含めた形で言っているんですか。

石井さん

(事務局)

青木(有)さん

ファシリ

テーター

(能率協会:岸田)

石塚さん

はい。

そうすると、課題を決めた形のアンケートもある。

はい。

僕は、この間、母親の名前で市がしたんですよ、内容自体。市民の目線の部分で、わりあい項目がずっとあった。ただし、目的が、このアンケートは何をするのかというのが明確じゃないんですよ。それから、このアンケートでもって何をねらっているのかというねらいが不明確なんですよ、両方が。それで、確かに1カ月半、2カ月、3カ月ぐらいしてからかな。回答が来たけども、何のためにやったのか全く理解できないアンケートになってるんだよね、アンケート自体は。だから、そういうアンケート自体は、やること自体が、もうちょっと目的を明確にしない限り、無意味なんだよね。そのアンケートによりましたって言って、こういうふうにやったっていいとか、50人しか集まらないのに3,000人の意見ですって平気で言うから、ちょっと話違うじゃないかと。目的と趣旨がないのに、3,000人の意見ですって、勝手につくった意見に置きかえる。市民の声の公約数に、提案の内容自体に差があるのにかかわらず、そういうことをやるという部分を平気でやるんだよね。

村中さん

アンケートって、作為的につくれるもんね。

石塚さん

そうだよ。

村中さん

目的をはっきりしないでとったものを、緑の基本計画なんてつくるときには、こういうふうに茅ヶ崎市が、緑が豊かで、こういうことに親しみたいというふうに市民は思ってますみたいな使われ方をしちゃうんです。だから、そういうのってやっぱり、どういうふうにとるかによって違ってくるので、そういうのをきめ細かく言った方がいいというところはあるから、さっき言ったみたいに、やっぱり市民参加って、アンケートすることも市民参加だけど、そのアンケートをどうとるかということとか、目的をきちっと明確にするとかというのをほんとにはっきりしてもらったら、納得できるアンケート、答えやすいアンケートというのができる。

青木(有)さん

僕がこだわるのは、新しい地域のコミュニティー制度というのを策定しましたよね。そのときに、そういう市民ニーズを把握するというのを、何か方法とられたんですかと。今言ったように、3,000人アンケートで、ここのところに何か書いてあったのを、いや、こういう意見でしたというふうに、今の緑の基本計画じゃないけど、持ってきて、アンケートとりましたなんて言われたら困るわけですよ。だから、そういう個別目的で市民ニーズをどういうふうに把握するんですかと。そういうステップを必ず入れるということであれば、目的を限定して市民のアンケートをとれば、それは生きてくるんだけど、今言ったように。適当に、いや、そこでこういう項目があったから市民ニーズはこうだというふうに流用しちゃ困るわけですよ。だから、そのときの市民ニーズを把握する方法は何かとったのかどうかというのを聞かせていただけるとありがたいですね。

石井さん

(事務局)

第1回の資料の中で、市民参加実施調査というのを心配しているかと思います。そこで一応、市民参加の手法、1から9まであって、その手法の調査というか、取りまとめたものをお配りしていますので、それも1つ参考になるのかなと。

青木(有)さん だから、今の新しいコミュニティ制度をつくろうといったときの市民ニーズの把握をどういうふうにやりましたかということで、ここに挙げられているようなことを何かやったのかどうか。

中村さん だから、市民参加がどれだけ行き渡っているというか、その程度を調査するためのもの。

石井さん
(事務局)

中村さん アンケートでどういったものを行っているのかというのは分かる。

中村さん もとに戻して、今話してるのは1つの手段ですよ。手法であって、まず、僕がもっと話しやすいのは、市庁舎の建て替えの問題で、まず、そのときに、初めに市が突然、計画を提示したんですよ。それまでの計画作成というか、それには一切市民はかかわらなかった。かかわらないで、ぽんと出てきた。いろいろ問題なんです。まず最初の問題はそこですよ。そのときに、例えば、こういう手法で、いろんな下調査をやるんだったら、プランの作成の参考資料として、用法としてそういうものをやるとしたら、何が一番いいのか。例えば、そういうようなことから考えていったらいいような気がするんですけどもね。そうしないと、具体的になかなか問題が明らかにされない。いずれにしても、市は、あれは反省しているのかどうか知らないけれど、要するに、市民参加という前提でいけば、本当は初めのプラン作成のときから、市民が参画をしなきゃいけなかった。それはなさなかった、プランのとき。じゃあ、市民側としちゃあ、どういう形で最初のプランに参画したらいいか。その中の1つの手法として、こういうものを、ヒアリングとかパブリックコメント、いろんながあるんだけど、そういうものをどういうふうにしたらいいかというのが、我々が話す議題だと思うんですけどね。今はプランだけじゃないですけど。そこからいっぱい問題ありますよ。

石塚さん 今の話と同じようなことなんだけど、例えば、行政と市長といった場合に、先に提案するのは、市長がこうしたいなとぽんと言うことあるじゃないですか。その次、行政自体は、仮に、ちょっとわかんないからアンケートしましょうとか、そういう手段ならわかるんだけど、内容自体。先に、ほんとに今、行政はといたら、全部、市長も含めて行政と言っているけど、それから、各課によっても、温度差、すごい違うんだよな、いろんな状況の中で。同じ部にいながら、今回の新課長は、我々の一生懸命やった話も議事録すら読んでくれてない内容じゃないかと思うんだ。

つまり、同じセクションにいながら、担当しないと知らん顔しているという部分、現実にあるよと。当事者にならない限り真剣に考えないというのが1つあるので、そういうものをどうするのかということが1つ考え方があるんだと思うんだよね。1つ、大きな問題。

2つ目は、いろんな計画があるじゃないですか。80本ぐらいある。その計画の担当課がありながら、担当課のメンバーがだれもそれをきちっと毎年見てないんだよな。計画があるにもかかわらず見てない。見てないこと自体を市の職員はどういうふう考えているのか、よくわかんないですよ。行政のメンバーの職員が、自分の担当でありながら、その部分をしなきゃいけないよと言って、書いて、計画書をつくれたわけだよ。それが、これで切れている、終わっているというんじゃないで、継続しているんだよ、ずっと。にもかかわらず、それを職員が見てないんでね。市民はそれがあから、曲がりなりにも計画が進んでいるんだろうと思うんだけど、その辺のギャップをどういうふうにとらえたらいいかわからないんですよ。その辺はどういうふ

うにしてんの？それを、ある日突然、アンケートでぽこっと出てきたり、いきなり、これをやるんだといったときに反対があると、じゃあ、どうするかって、この下側の方に来るようなニュアンスが若干あるんだけど、その辺のところの、ほんとの意味で市民参加にするのであれば、さっき僕が冒頭に言ったように、今の計画に対する進捗状況がきちっとされていて、それで、課題があって、じゃあ、これに対して改善するからどうですかというなら、この手法を使ってもいいと思う。それがいい中でやったら、おかしくなるじゃないですか。

村中さん

行政の中の問題だよな。

石塚さん

そうなの。そこのところなの。

村中さん

それで、市民の方は、まちづくりにかかわるから市民参加しようと思うと、いろんなことをちゃんと勉強して、この計画もこの計画もわかっていてというふうになるけど、行政の職員はそこしか、担当しか見てないという状況になるから、質問してもわかんないとか、連携をしないとかがという状況になるわけで、そこのところは、もうそれは行政の課題で。

池田さん

それと、職員の資質かなと思ったり。システムとしては、ほんとはちゃんとやらないといけないんでしょうけど。

中村さん

行政の関連については、例えば、パブリックコメントをやるときに、また行政側で用意しますよね。その資料、内容というのが、非常に説明不足のところがいっぱいあるわけですよ。

例えば、市庁舎の建て替えのときには、これを建て替えることによって、市の財政がどうなるかなんて一言も出てなかったもん。

いや、それでパブリックコメントを出すわけですよ。だから、市民はみんな、これはお金があるという前提でいろいろコメントするんだけど、もし市民がそこにいたら、ほんとにこれ、お金は足りるの、市民サービスにどう影響があるのというようなことまで、ちゃんと説明した上でやってもらいたいわけですよ。ところが、これをつくる人は、施設再編整備課は、私たちは財政は関係ありませんと、こうなるわけよね。それは私たちの関係しているところじゃないということになると、横のつながりがない。縦割りの行政の悪いところが出ちゃうのね。

村中さん

アンケートのとり方もそうだし、パブリックコメントもそうだし、それから、説明会をやるときとか審議会に何かをかけるときとか、全部情報不足は情報不足なんですよ。今回のこれにしたって、情報の出し方が下手なんですよ。だから、それはもう根本的に、全部市民参加をやるんだったら変えてもらう。基本的に変えてもらう必要があるんで、さっきのアンケートで出てきたのも、池田さんが言ったみたいに、情報をきちっと提供してないから、市民の方に判断を求めても、市民は判断できない状況になっちゃうので、やっぱりそれはすごい根本的なところですよ、いつも。

それがないと、市民参加なんてできないんだから、保障されていかないんだよというところですよ。

中村さん

そうです。だから、こういう技法、いろいろあるでしょ。それをやる時も、やはりそこから市民が参加していかないと。場合によっては、行政の恣意的な目的のために使われる可能性もあるから、そこからやらなきゃだめなんです。

石塚さん

僕はもう1つ、アンケートをやるときに、一番最後に、その他って、ご意見くださいというのが。ある部がアンケートするじゃないですか。そのときに、これですか、

これですか、これですかあってあるじゃない。その他という項目がすごくあっていいんだと思う、内容自体に。ところが、書いてないから、まあ、仕方ないか、どれかに「○」くれようといったときに、意思とは違うんだよ。でも、「○」くれちゃうと変わっちゃうんだよ。こんなこと言ったらおかしいじゃないか。で、おかしいという項目ないんですよ。やらなきゃいけないようなニュアンスが書いてあるから。だから、逆に言えば、その他の部分で、この案件に対してあなたの意見をください。表記になかったら、くださいというぐらいの部分があれば、そこに初めて市民参加が入るんだと思う。それをいつも抹殺するような方式が非常に多いように感じる。

池田さん

ヒアリング方式というのは、例えば、どういうとき。講演会をやった後にあれするとか、自治会で話したときとか、そういうことですか、ヒアリングのこと。

石井さん
(事務局)

直接、関係する団体さんから聞き取るとか。

池田さん

ああ、団体に直接聞く。

石井さん
(事務局)

そうですね。そういう場合とかが考えられるかなと。

池田さん

関連団体ね。

石井さん
(事務局)

そうですね。意見交換会という場とはまた違いますが、各団体さんや業者さんと 1 対 1 で、個別に聞き取り調査を行うとかいう場合が考えられます。

村中さん

自治基本条例で地域を回ったのはヒアリングかな、説明会かな、意見交換会かな。

石塚さん

説明会でしょ。説明会と公聴会になるんじゃない、内容自体は。

村中さん

でも、そのときは、市民が市民とやったんだよ。そういうやり方もあるよ。

石塚さん

基本条例のメンバーが受け手になって説明したんだよ。あれは画期的なことなんだよな。

村中さん

そう。そういうやり方もあるというのは、やっぱり書いてもらわないとだめだと。

池田さん

それから、ヒアリング方式になると、行政の中の立場で選ぶわけですよ。この団体に聞こうと。そうすると、意図的になりがちですよ。

中村さん

だから、いかに中立性を確保するかというのが。

石井さん
(事務局)

広く募集をかけてヒアリングをとということであればということでしょうか。

池田さん

だから、どういうようなとり方をしているのか、単なる私の質問です。

中村さん

例えば、ヒアリングじゃなくても、審議会でも、いろんな先生方を呼びますよね。そのときに呼ぶ先生が、いや、耐震はだめだ、建てかえだという推進派の先生がいたら、そういうふうになりますよね。だから、そういうのは、もうほんとに中立的なあれをやらなきゃいかんけど、どうもそれがちょっと問題があるやに思いますので、ここらあたりも、やはりだれを選ぶかというのも、市民が参加していかないとだめですね。

村中さん

自治基本条例のときには、シンポジウムをやるときとか、講師を市民の方が選定したんですよ。で、呼んで、来ていただいて、とてもいいお話をさせていただいたんですけど、それは何の糧にもなってない。行政は、その話は全部聞かないということになっているので。でも、必要だと思います、市民が選ぶというのは。

中村さん

そうですね。じゃあ、市民が選ぶのと行政が選ぶのと両方やったらいい。いろんな意見を聞くのが公聴会であって、市の意向に沿ったようなあれというんじゃない、あんま

りならないから、そこはやっぱり市民が参加しなきゃいかんですね。

それから、審議会のやり方も、審議会というか、市庁舎の後、委員が選ばれたんですよね、青木さんなんか、なったかな。その委員のときに、まず、建て替えということについてだけ討論してください。初めから、耐震改修なんて除いちゃったわけです。建て替えだけと。こういうのが、ほんとに僕は理解できないんですけども、そういうことが今もやられているわけですよ、現実。そういうのは非常に問題があるんですね。

石塚さん

もう一つ、話、違うんだけど、いろんな計画あるよね。計画があって、まちづくりってよく、北部開発地域という中で、課が出てくるんですよ。あの計画が、いまだに中止されてない計画で8本あるんだよ、全部入れると、内容が。それで、何かあると、県から予算がおりそうになると、すぐちょこっとやる。何かやると、ちょこっとやる。やるときに、前の計画をなくして、つくっちゃうんだな。

石井さん

新しくつくと。

(事務局)

石塚さん

つくっちゃうの。そうすると、前の計画どうしちゃったのよと。中には、それで一生懸命、自治会で名前つけて、まちづくり委員会なんてつけて一生懸命やってんのよ。一応、こういうことがありましたって行政は出してるんだけども、そんなの無視されて、ある日突然つくるのよ。そういうこと自体はほんとにあっていいのかと。要は、1つの計画だから、まちづくりとかいろんな意見を聞くのはいいよな。さっきの課題のときに、ある計画案をつくって、それ説明したから、説明終わり。じゃあ、前の計画とのギャップは何ですかと質問すると、前のギャップはあるんですけど、内容が不明確だから今度は明確にしましたという置きかえだけで。前はこういうふうに言っていたんだけど、今度はこれ言うんだよな。次のやつは、こんな大きく出したりさ。で、今度、ちっちゃくなって、えらいちっちゃくなったり、めちゃくちゃなんだよ。だから、一貫性がないということは、担当課によって違っちゃうんだよな。

ファシリ

テーター

(能率協会:岸田)

石塚さん

今日、表の中にある計画の進捗管理とか評価のところだと思うんですよね、今の。

いや、評価の前に、ある計画があるのに、また新たにつくること自体、つくったときに、前との関連性を無視してるじゃないですか。

ファシリ

テーター

(能率協会:岸田)

石塚さん

でも、最近、計画をつくるときというのは、必ずやっぱり、計画の最後のところに、進捗管理の方法とか、どういうふうに計画を進行していくかという部分は、他の自治体でも、どんな自治体でもやっぱりつけますよ。

あるよな。

そうすると、仮に基本条例の部分でアクションプランをつくって、今、ずっとやっている。フォーラムあります。フォーラムをやるときに、一応、今の進捗状況を資料にして提示しますと。提示しますから、皆さん来てくださいと言ったんだよな。停電になって、中止になった。

資料ないんだよ。停電が決まったから、中止だから資料つくってませんと。どういうわけだと。そのときに、課長が答弁する原稿があるでしょ。その原稿くださいと言ったら、その原稿がねえって言うんだよ。そういうことがあっていいのかと。だから、要は、言ったことを、やると言ったことを平気でね。担当かわっちゃうと、もう知らん顔するからな。

青木(有)さん

さっき言った、市民ニーズの把握でアンケートということがありましたけれども、要は、この最初の段階で、行政が何か新しいことを企画しようといったときに、建てかえ問題もそう。僕は、コミュニティー制度が、まるっきりそういうプロセスを経てなかったと思うので、そういうときに、市民ニーズとか意見交換だとか、それをどういうふうにするのかということ、やっぱり市民参加条例の1つの基本の、スタートの大事な問題として位置づけて、どういうときに市民ニーズをどう把握します、それはどういう方法によります、意見交換はどうします。だから、そういうプロセスをもうちょっと組み込むような形にしてもらいたいんですね。行政は、今やっていることをこういうふうに整理して、いろいろやっていますということで出しているけども、市民が実際に体験したケースから考えると、そういうことでの漏れというのか、意図的かどうかわかりませんが、そういう行われてないことはたくさんあるんですよ。だから、そういうことを、具体的にどういう段階でどういうことをやる。このステップではこういうことをやる、そういうことをやっぱりここでは決めていきたいなと思っていますので。

石塚さん

そうすると、今の話だと、ちょっとわかんないんだけど、お金を使う場合には、必ず条例があるよね。何々条例でお金を使いますと、実行計画があるから。そうすると、げんき基金みたいに、今まである、一生懸命やっていた。それを認定してやりましょうと。そのときに、そういう公募の部分は一応表示には出るけども、ほんとによかったかどうかとか、もっとほかに方法ないのかとかいうのを、きちっと評価する部分もないんだよね。

益永さん

やっていますよ。

石井さん

実施報告会を開いています。

(事務局)

石塚さん

報告会は聞いているんだけど。そうすると、そのときに、報告会の部分の中で、ほかに方法ないのという部分を、やった部分の報告会でしょ。

益永さん

いや、結局、企画を出しますよね。その企画に対して補助することがふさわしいと思えば、やってもらって、その結果、報告をしてもらいますよね。だから、あくまでも市民が、げんき基金はそこに行政がかかわって補助をすることの意義があると決められたことについてはやるので、かなり市民の柔軟なやり方は尊重されるものなんです。

石塚さん

そのとおりなんだよね。だけど、ほんとは行政でやらなきゃいけないものを、市民が一生懸命代弁してるじゃないですか。それ、もうちょっと大きくして、拡大しようとすることはできないかな。

益永さん

私は逆なんです。本来は、市民がやれることを、何でもかんでも、やるべきとかやってほしいとかちょっと言ってき過ぎたと思うので、本来は自分たちのところに取り戻さなきゃいけないと思っているので、そのために必要な情報とか手法とかお金とか市民の側にちゃんと取り戻すために、元気基金もあるんだと思っているので、そこで、市民が主役になれるような応援をいかにやってもらうか、そのための私は市民参加条例だと思って参加をしています。

石塚さん

それもあるね。

洪田さん

市民参加条例というのは、茅ヶ崎市には今までないんですね。これから新たにつくるんですね。それで、推進課としては、例えば、来年の3月の定例会議に条例案を出

して、市議会議員さんの可決をしてもらいたいというような案は推進課としてあるんでしょうか。もしなかったら、新しい課長さんがおいでになったんだから、彼の任期中に必ず1回は市議会に出しますよということで、あなたたちの話を聞いていると、推進課の皆さんの話を聞いていると、とめるとこの自治がないんだよね。前の課長さんの任期中にと思っていたら、前の課長さんは3月31日でかわっちゃったんだから、新しい課長さんのご指導で、あなたたちも一緒になって、来年の3月の定例会議までに、例えばよ、例よ、出しますよというような形なのですかと。それをはっきり、再度確認してよ。市の審議会の委員さんもみんなかわっちゃうし、市長さんももしかしたらかわっちゃうんだから。ところが、推進課としてはこういうプランをやっていると。

村中さん いや、そうじゃなくて、市民が納得して市民参加条例をつくらなければいけないので、行政が決まった時間までに……。

渋田さん だから、納得する、そうじゃないって言われたからさ。相手の意見を拒否するんだったら、僕はいいんだけど、そうじゃなくてというんじゃないで、計画がないから、いわゆる正しい計画どおり進めないから、課長がかわったからそういうふうになっちゃった。

村中さん 課長がかわったとかいう問題ではないんです。

渋田さん いや、だから、その辺をつくるための素地のヒアリングなのか、推進課としては、何年何月、いわゆる定例議会にかけますよと、そのためのヒアリングなんだよという。

村中さん それ、推進課が決めることじゃないです。

中村さん うん。もとに戻して。例えば、市庁舎のパブリックコメントのときに、市民と一緒にコスト計算やってるんですね。ところが、このコスト計算、かなり問題があるんですよ。あのコスト計算やるときに、市民と一緒に、やはりそういうお金のあれをちゃんとわかっている人たちを踏まえてコスト計算やらなきゃいかんのですよ。それをやってないの。それで、いろいろ問題点が起こってる。例えば、利息の計算なんかも全然やってないとか、PFIの計算も、ほんとにひどい計算やってるんですよ。あり得ないような利用料を出してる。そういうものを、市民と一緒に、そういうアンケートをとるなりパブリックコメントの資料を出すなら、あるいは計画策定の前段階で、市民が参加して、そこをちゃんと調べると。ちゃんと調べて、ほんとにこれはという正しい結果を、それを盛り込んだ調査をしてもらいたいんですけど、何しろ今のやつは、コスト計算でもだめだし、建物の寿命も60年と言ってるんだけど、実は、横浜は100年もつとやっているわけですよ。それも、庁舎はあまりしてない。だから、ほんとにああいうものを作るんだったら、一緒になって調査して、それをパブリックコメントに。

渋田さん だけど、今の話は明日の話ですよ。

市民条例案をつくるための話じゃないんですよ。ただ、国の方針として出まして。もう決まっていますから。条例の話と市役所の建て直しは違う。

益永さん 私は、今のパブリックコメントが問題だと思うのは、ただのアリバイ。でも、本来は、セミプロの詳しい市民と一緒に、そこに加わって中間案をつくるような仕組みがあれば、今のパブリックコメントももっと近づいていくと思う。だから、今のパブリックコメント、何が問題か、どういう仕組みが必要かといったことを改めてここで提案していけばいいのかなと。そういうことですよね。具体例がそうですよね。

渋田さん 東日本災害の話は明日あるんですから。やめてください、それは。条例をつくるた

めに。

益永さん

例えば、今のアリのパブリックコメントではなくて、新しいパブリックコメントの仕組みが必要だと思うんです。ひょっとしたら、市民参加条例の中で書き込み切れなかったら、パブリックコメントについては別に定めるとかいう形で、例えば、セミプロのすごい詳しい市民の方をもっと味方にすべきなんです。それで、セミプロの市民の方が一緒になってパブリックコメントの案をつくれるような中間的な意見交換の場とかをきっちりと設けていくというような仕組みにすればいいのかなと。

ファシリ
テーター

でも、私の感覚だと、本来であれば、パブリックコメントに出す資料というのは、いろんな検討会とか委員会、計画をつくるときの委員会で議論してきたものをパブリックコメントに出すのかなという。

(能率協会:岸田)

益永さん

でも、その中で何を重要とするのか。私たち市民が重要と思うこと。基本的な方針とか考え方の部分、全部削除されて、やっぱり役所が価値を置くものと今はずれている気がするんです。ですので、パブリックコメントを出しても、簡単な語句の修正ぐらいにしか尊重されないとか、基本的なところで、やっぱり聞き方に問題があるんだと思うので。

村中さん

それは回答の段階でという意味？

益永さん

じゃなくて、パブリックコメントを設問する段階からも、やっぱり市民がそこに入るべきではないかと思えますし、回答されたものをどう解析するのか、どう採用していくのかといったところの過程にも、市民が参加できるような仕組みが要るのかなと思えます。

石塚さん

そのとおりだね。折々に、市民がどういうふうに参加していくのかというような明確にない。それが条例の骨子だから、素案のときもそうだし、骨子のときもそうだし。それから、今みたいに、庁内会議をやったら、ほんと内容が変わって、平気で、パブリックコメント用につくっちゃうわけだよ。そうすると、前の話が飛んじゃうわけだな。そういうことが歯どめがかかってない。歯どめをどういうふうにかけるかなんだよ。それが1つの。

池田さん

期間が短いというのがありますよね。昨年度なんかは、11月に山のようにありましたよね。あれはどうしてああいうふうになっちゃったのかも、よくわかんないですけど、だから、書く人も、大体、行政のところに関心を持って、きちんと勉強しようと思っている人たちって限られていると思うんだけど、その人たちでさえなかなか読み込めないの。

石井さん
(事務局)

そうですね。ほんと申し訳ないです。

池田さん

パブコメをしたときに、市民の意見を聞きますよね。その回答が計画書と一緒についてきて、自分の意見がどうなったのかが全然わからなくて、計画書のところで、あっ、自分の意見は採用されなかったんだな、再検討もされなかったんだなというのが、そのとき初めてわかりますよね。私、そのやり方もおかしいと思うんですよ。前は、パブコメを出したところで、すぐ回答をもらえたような気がするんですよ。

石井さん
(事務局)

いや、回答は、個別に出していません。

池田さん

前はもらったような気がするんですよ。それが、ここのところ、計画とパブコメの答えが一緒になって出てきちゃってるので、そこのところさらにパブコメに意見を

出そうという気がなくなる。そこのところはもうちょっと市民の意見を取り入れられるような感じでパブコメをとらないと、さらに人数は減っていきますよね。

渋田さん

ごめんなさい。パブリックコメントの制度をつくったのは、国なんですよ。これをまねたのが茅ヶ崎市役所。パブリックコメントがいいかどうかについてやるんだったらば、茅ヶ崎市役所は、パブリックコメントは抜きにして、もう1回市民の声を聞くような会合を開くべきですよ。パブリックコメントは、国の政策を推進するためにつくった制度ですから、茅ヶ崎市の制度を推進するためにパブリックコメントがある。

池田さん

パブリックコメントの制度というのは、じゃあ、途中で意見を出しても、答えは途中で出しませんかみたいな。

渋田さん

うん。役人が書いた文書が戻ってくるだけ。私は、パブリックコメントをつくったときに、その下働きをやっていたんですから。

石塚さん

パブリックコメントの趣旨に基づいて、その運用と方法をきちっとしたいというのが結論だよ。

中村さん

それで、もう一つだけ言いたいのは、パブリックコメントをもらったという、これは説明会でも何でもいいんです。いろんな意見が出てくるでしょ。そのときの評価というのが、行政の一方的な評価に終わっていて、それが、まずくすると自分の都合のいいように解釈される可能性、そういうのも実態あるんですけど、だから、そういう評価までやはりちゃんと市民がやらないと、逆にマイナスの面が出てきちゃうと思いますね。

青木(有)さん

僕が言った意見はどれになっているんですか。僕は、新しい施策を企画しようと思ったときに、市民意見をきちんと掌握する方法をとってほしいと。そのプロセスが、アンケートということで、その他大勢みたいな、それは全然だめですよ。コミュニティー制度のときには、そういうプロセスがなくて、ここが出てきちゃったわけですよ。中村さんが言われたように、本庁舎の建てかえのときも、プロセスが十分じゃないということとは。

そこのところの新しい施策を企画して立案しようといったときに、市民の意見をきちんと聞くシステムを市民参加条例の中に盛り込みたいということなんです。どういうことをそういう対象にするのか、どういう方法で実施するのか、そういうことをどう、ここの条例の中で決められるのかわからないけれども、そういう要素をやっぱり考えの中に持ちながら参加条例を決めていきたいなど。それで、コミュニティーのときは、一体それをどう考えていたんですかということも。

途中段階で、学識者の講演会を聞いたときに、その学識者は市民の意見を聞いたんですかと言ったら、いや、聞いてませんという記録がちゃんとあるわけですよ。けども、それはそのまま、行政の案をつくるころまでいっちゃったわけですよ。そういうやり方では、市民参加といったって、もう全然成り立たないわけだから、今言ったように、企画立案段階でどう市民の声を聞くのか。素案というか、やわらかい段階とよく言われていますけど、そういうところでどういう意見交換をするのか、そのプロセスを、そういう経験を踏まえて、きちっと織り込んでほしいということです。

村中さん

審議会のことは後で議論してもらいたいんですけど、このパブリックコメントに関しても、今回、環境基本計画のパブリックコメントをかけたのは、一応、審議会で、こういうパブリックコメントの意見がありましたというので、こういう回答でいいですかというのをやったんですよ。それは、ある程度画期的なことなので、こういうふ

うに答えてほしいとか、答え方、もうちょっと工夫してほしいとかというのをやったんですけど、でも、それに全体的に加わるというところまではいってないので、もうちょっと時間があれば、そこのところがもう少しきちっとできるかなと思うので、私は、今回の評価の部分も、環境基本計画の中では、評価の部分にも審議会が加わるというふうな方向になっているので、そういう点を考えると、今の現状のシステムをどういうふうに変えたら、本当の市民参加が形成されていくのかというところもすごく重要なので、今、形骸化していると思うから、その辺をきちっと書いていかないと担保されないかなと思うので。

青木(有)さん
ファシリ
テーター
(能率協会:岸田)

いい言葉だね、形骸化の方がね。

今まで出てきた意見をまとめさせていただければと思うんですけども、今、青木さんがおっしゃった、新しい計画とか施策をやるときに、市民の意見をきちんと把握するシステムを市民参加条例の中に入れてほしいと。そういう中で、今日話した中でいくと、アンケートとヒアリングとパブリックコメントということを。

青木(有)さん
ファシリ
テーター
(能率協会:岸田)

パブコメはもっと後でしょ。

はい。ちょっと意見も出たんですけども、アンケートとヒアリング、パブコメと意見が出ていまして、アンケートについては項目が山のようにあるので、きちんと目的、どんな目的で聞くのかというのを知らせてくれた上で、回答しやすいとか、そういうアンケートをきちんとやってほしいということ。大きくまとめると、そこどころですかね、アンケートについては。あと、作為的に結果を読むことがないようにしてほしいと。それから、ヒアリングについては、例えば、ヒアリングの選定先とかについても、作為的にならないように、市民がちゃんと監視とか、どういうヒアリング先を選んでいるかというのをきちんとチェックするというのも大事じゃないかというご意見が出たかと思うんです。

青木(有)さん
石井さん
(事務局)

制度としては、ヒアリングという制度があるわけですか。

手法があって、その中の1つとしてあります。

青木(有)さん
石井さん
(事務局)

行政のシステムの中にヒアリングという。

分類として、そういうのを設けているわけでは。

石塚さん
益永さん

げんき基金みたいなのも書いちゃっても。

すみません。ちょっと質問ですけども、アンケートは、すごく熱心じゃないのかな、あんまり関心のない人も含めて広く意見を聞くと。それで参考にする。だけど、ヒアリングというのは、ある具体的な相手を特定してということなので、やっぱり参加のステージが違ってくると思うので、やっぱりその辺、深さとか浅さというのが全体でわかるような、参加のフローとか図解したものも、今後ぜひ参考につくっていただきたい。今、役所が考えている参加の深さはこういうのというようなものを、できたら、次、今後、つくってきてもらえると理解しやすいと思います。

石塚さん

今日、まだほんとの緒しか入ってないから、これでまとめられては困るから、逆に言えば、この部分で埋めるのであれば、この部分を埋めるために、我々は、次回までにもうちょっと具体的なものをやりたい。

村中さん

全部を出して議論して、課題が出てきたところで、じゃあ、ここのシステムはこうした方がいいと話し合った方がいいですよ。

益永さん 今、とりあえず現状課題をどんどん出した方がいい。

村中さん じゃあ、そういうふうにもとめてくださればいいですよ。今、いろんな問題でここまで話し合ったけど、もうちょっと話し合っただけでということ。

青木(有)さん アンケートとかヒアリングというのは、どういう形で実施したというのは、何かあるんじゃない。

村中さん ヒアリングってやっぱり、さっき青木さんが言ったみたいに、一番最初の物事を決めるときのきっかけになっちゃうものですよ。それが関係団体に聞くだけでというのは、私はすごく危ういと思う。

池田さん その関係団体の選び方によって違っちゃう。ヒアリングという手法がよくないと私は思う。

村中さん 総合計画のときだって、時間がないからというので、自分たちが知っているところだけに声をかけて、ヒアリングをしてという。

ファシリ
テーター
(能率協会:岸田)

石塚さん すいません。発表は私ですか。

ファシリ
テーター
(能率協会:岸田)

石塚さん いいですよ。お願いします。

ファシリ
テーター
(能率協会:岸田)

石塚さん 発表するとき、ここに書いてあるのを、少し例示で出して発表してもいいですか。

ファシリ
テーター
(能率協会:岸田)

石塚さん いいですよ。

ファシリ
テーター
(能率協会:岸田)

今日は、現状を話しましたということと言えますけれども。

5. グループ討議結果の発表

B グループ
関山さん

こんにちは。Bグループから、私、職員の、文化生涯学習課、関山といいます。関山から発表させていただきます。つたない発表になると思いますが、よろしくお願ひします。

Bグループの中では課題として3つ出ていまして、決定の場への市民の参画がないだろうということですね。あと、プロセスの開示ということなんですが、プロセスの開示がないために、市民の不信感につながっているのではないかとということも出てます。あと、市民の意見をどこまで、市民、いろんな意見が出ますけれども、どこまで反映できるのかというのが課題として挙がりました。

Bグループは、今回、市の職員が3人入っているんですけども、市の職員と市民の立場というんでしょうか、関係の部分で、ちょっと本音で話ができないのではないかとということも出ています。市の職員の、市の立場としての意見と、市の職員であっても個人的な考えの意見とあるんですけど、その辺が混同されてしまうのではないかと、いうおそれがあったりして、市民と対等に話し合いができていないというのが問題ではないかという部分も意見として出ています。

さらに、本音で意見が出れば、行政計画であっても市政においても、もっといいものができ上がっていくというふうな話になっています。若干こちらに、藤沢市と茅ヶ崎市の違いというのがあるんですけど、茅ヶ崎市は地方分権が進んでいて、地方の中で完結している。それが中央に進んでいないのではないかとこの部分ですね。

すいません。それが藤沢ですね。そういう意見がありました。

さらに、市民の意見を吸い上げたものをどうやって反映していくかということで、具体的な制度、ルール、これが出て、ルールづくりができていないといけないということで、その辺で今回はまとまったところだと思います。

Bグループの中で補足がありましたら、ぜひお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

補足の方、いらっしゃいますか。よろしいですか。

B グループ
山下さん

ちょっと1個。少し申し上げれば、例えば、パブリックコメントですが、今、パブリックコメントに対する回答はしないという内規があるんですよ。だから、皆さんがパブリックコメントをいかに出しても、何も返ってこない。しかし、最近、皆さん、個人には返ってこないとおっしゃるけれど、全部のパブリックコメントに関しての、そういう、これは採用した、これが改正したとかいうことが、今度、総合計画で変えてきたんです。ですから、そういうように、やはりパブリックコメントを一生懸命市民がしたと。それに関して、全体的に、こういう意見があったけど、これは採用したとか、これは採用できませんでしたとかいうような答えを返すのが、やはり市民と行政の交流ではないか。まるで障子に石をぶつけるみたいに、全然返ってこない。それが、パブリックコメントをしない原因にならないかということです。

以上です。

ファシリ
テーター

どうもありがとうございました。質問等ございますでしょうか。

(能率協会:白鳥)

Cグループ
中村さん

いいですか。先ほど、茅ヶ崎の方が藤沢よりも地方分権が進んでいると言われたけど、そうですか。

Bグループ
山田課長

私、藤沢に住んでいるんで。私、六会に住んでいるんですけど、藤沢、もともと行政センターが各地区に分かれてありまして、もう今、かなり、福祉もそうだし、防災拠点、市民センターに落ちてきているんですね。だから、私なんかは、意見は市民センターに言えと。市民センターの中で市民集会もありますし。ただ、中央で一番政策とかいろんなことを考えているところに、市民の意見があまり言えない。例えば、市長の一日相談、茅ヶ崎ありますけど、藤沢は会わないです。個人に対してとか団体に対して会わない。中央でいろいろ政策を決めたりなんかしているところには、なかなか市民の意見って言えないんですよ。だから、結局そういう意味で、例えば、ごみの有料化とか、すごいドラスティックな改革が藤沢はできる。変なあれですけど、ほんと私、実感で感じているんです。そういうことをちょっと言ったところなんです。だから、悪いところと良いところ。茅ヶ崎も、そういう意味では、それぞれの地域で課題がありますから、そういう部分で、やっぱり地域の創意工夫というのは必要なんですけど。だから、そういう点で、良いところも悪いところも。茅ヶ崎はそういうところが、本音言うと、地域で分かれて、いろんなことってあまりないじゃないですか。だから、もっとそれは進めるべきかもしれないですけど、藤沢とかが良い面、悪い面あるというのはそういうことをちょっと考えていたんですけど。

ファシリ
テーター

どうもありがとうございました。

では、続きまして、Cグループ、よろしいでしょうか。

(能率協会:白鳥)

Cグループ
岸田

Cグループ、岸田です。私の方から代表して説明をいたします。

Cグループは、今日、皆さんのお手元に配付させていただきました資料6-4のこの表を使いながら、この表に基づいて現状の課題を埋めていってみようということで話し合いを始めました。

まず、検討1のところ、新しい施策とか計画策定の際には、市民意見をきちんと反映するシステムを市民参加条例の中に盛り込まなきゃいけないねという話が1個ありました。

その中で、まずステップ1のところでは、今日、話の中では、アンケート方式、ヒアリングについてどうだとかというような現状の課題を出してみました。アンケートにつきましては、アンケートの項目が山のようにあるアンケート調査がある。そういった中で、設問の意図がわからないとか、生かし方がわからないものが多いので、きちんと目的を明確化した上でアンケートすべきだろうというようなところが意見として出ました。

それから、ヒアリングなどにつきましては、関係団体さんへのヒアリングということがあるんですけども、関係団体のヒアリング先を選ぶときに、市側で果たして作画的にやってないかどうかということをやったりチェックする必要があるのではないかというような意見が出ました。

それから、ステップ1とは違うんですけども、パブリックコメントのことについても意見が出ました。パブリックコメントにつきましては、パブリックコメントの資料を出す前段階には、やはりセミプロの市民を入れて、パブリックコメントを出す資

料についてちゃんとチェックをした上で、パブリックコメントの情報を出すというようところが、今、意見として出ました。

総じて、市民参加を図る上で、情報の出し方が不十分じゃないとか、もっとわかりやすい情報の出し方をしなきゃいけないんじゃないかというようところで話し合いをいたしました。

補足、何かございますでしょうか。

C グループ
村中さん

具体的なところで、1 つずつ、もっとたくさん意見が出たんですけど、これを全部、次の審議会とか公聴会とか、そういういろんな、1 つずつを具体的に、もう少し絞り込んで、システムとして、じゃあ、どういうふうにしていったらいいかということこれから話し合っていこうというふうになりました。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

ありがとうございます。

ほかのグループから、質問等ございませんか。

C グループ
渋田さん

すみません、一言だけ。

C グループの浜竹の渋田ですが、パブリックコメントについてお話をいたしました。あれは、国の機関がパブリックコメントを最後に出すことによって、国の政策を進めようとして、官房長会議等で否決されてなってきた、それを県とか市がまねるようになって、県とか市の行政を進める上でパブリックコメントをやって、市の政策または県の政策をとということになったんで、パブリックコメントそのものが根っこから違いますよという話と、国の方も変わってきて、パブリックコメントに提案された意見は、全部1つの、1冊の印刷物にして出しますよというところまで行っていただければ、国民の声が上がっているのが、そう言っは申しわけないんですが、霞が関の意見と聞いております。パブリックコメントを出すということは、できるだけ市民条例をつくる時には、なくしていただいて、今お話のあったような、市民の参加の人の意見を加えた意見をつけ加えて、市民に発表するような、何かを条例の中に入れていただければと思っております。そういうことで、パブリックコメントというのは、国の行政、市の行政、県の行政を推進するための1つの手段であったということを皆さんに申し上げておきます。よろしくお願ひします。

有竹さん

有竹です。村中さんが先ほど、具体的にもっと意見が出てとおっしゃったんですけども、それってカードに書いてないんですか。

村中さん
有竹さん

カードにも書いてあります。

じゃあ、読み込まれていないけれども出ているという意味ですか。はい、ありがとうございます。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

ほか、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

続きまして、A グループ、お願いいたします。

A グループ
蔵前さん

A グループは、最初に話し合ったときに、自治基本条例のことが話題に出まして、自治基本条例、ある方が、私は、最初に市民がつくった自治基本条例はわかりやすかったけれど、後からつくった方はわかりにくかったというようなご意見でした。そんな意見はどんどん出まして、一応、自治基本条例をもとに市民参加条例をつくるということよりも、市民参加条例は市民がつくるという方の意見に大体集約されました。それぞれ意見がありまして、自治基本条例の見直しをしたいという方とか、すぐにと

いう意見もありました。2年待たずにですね。あと、自治基本条例をまいてつくるか、どうするかということの意見もありました。一応、市民参加条例というのは、自治基本条例をもとにしてつくればいいのかどうなのかということでも意見はいろいろ出て、基本は、市民が作りたいということで、行政が市民のためにつくるんじゃないくて、市民が市民のためにつくるような、ちょっとうまく言えないんですけど、市民がつくるということが大きなまとまった意見だったように思います。

行政の姿勢というか、あるご意見で、市民も行政も変わらなきゃいけないということで、寝ている市民もいるようなので、市民の条例をつくることに対して、もっと目があくような感じになったらいいなと、私個人の意見ですが。

あと、よりよい市民参加のためにとということで、市民参加条例を最高規範という部分が、以前、削られてしまったんですけど、そういうことに対して、最高規範となるようにという意見とか、すみません、うまくまとめられないで。だれかフォローしてください。いいですかね、こんな感じで。補足をお願いします。簡単に言ってしまって、すみません。ほかに補足。うまく言えなかったので申しわけない。

A グループ
佐々木さん

佐々木です。A グループは、まず、基本的に、自治基本条例との関連性という問題が一番最初の議論になって、これが結構長くなっちゃったんですけども、A グループの中では、基本的に自治基本条例を改定していかないといけないだろうということが、まず自治基本条例、市民参加条例とは基本的に違う話ですけども、出てきます。自治基本条例は変えていかなければいけないということが、まず前提条件として、市民参加条例を、自治基本条例は最高規範性がないんだから、条例としては横並びという状況で自治基本条例がつけられた経緯があるので、市民参加条例は市民参加条例として新しい定義をつくった上で、自治基本条例との整合性を図っていくという形で、自治基本条例を変えていながら市民参加の向上を図っていくというやり方と、同じようなんですけども、並行して、自治基本条例を変えていく市民提案をして、自治基本条例を変えて、自治基本条例を理想的なものにしていくのも市民参加条例と一緒にやっていくということと、大体そんなような2通りの意見が出て、いずれにしても、今の自治基本条例の定義では、市民参加条例がその下に、関連性のある条例として結ぶというのはできないねというような。市民参加条例は、今度は市民が条例をつくっていく、ほんとにとというような、そういうタイトルになったという経緯でございます。

A グループ
有竹さん

有竹です。ここにバキバキとつけたんですけど、これは、市が条例などをつくるのが目的になっており、その後の運用、活用にも十分に力を注ぐべきであるという点があるんですけど、つくること自体が、そのものだけが目標になっているという意見が出たときに、おお、そうなんだと思いました。やっぱりここまで考えてつくっていくということはすごい大事だな。これ、最後のところで、ぽっとおっしゃった方がいて、ここにキラキラと届いたんですよ。

片方で、私たちはというか、私は、行政が変わらなきゃいけないんだとずっと思っていたんですよ。でも、今日、参加者の中には、市民だって変わらなきゃいけないんだよって、自分たちのことをきちっと言って行って、やっていかなきゃいけないんだから。だから、行政だけじゃなくて、市民だって頭の切りかえが必要なんだよと言われたときに、ああ、またピカッという感じで、このピカッが出てきたんですけど。今、彼女の発表を聞きながら思ったんですけども、寝ている市民も関心を持って参加

条例にかかわれるというか、訴えられるというのは、私たちがこれからどうやっていけるのかなって、ちょっとワクワクしてきました。

濱村さん

1 個だけいいですか。ほとんど議論しなかったんですけど、私の提案として、最低でも、神奈川県大和市の条例ぐらいの内容にしてほしいなと思っております。というのは、政策提案権が、10 人の署名があれば提案もできるという 1 項が大和の条例にはありますので、それ以外でも、かなり市民主体の文書の書き方が読み取れますので、茅ヶ崎の自治基本条例とはちょっと、基本条例と市民参加条例と内容に違いがありますけど、そこら辺での違いがあるので、最低でもそれが欲しいなというのが私の考えです。

ファシリ
テーター

ほかのグループから質問等はございますか。よろしいですか。どうもありがとうございます。

(能率協会:白鳥)

一応、これで各グループからのが終わりましたけれども、最初、もう一回、これもとに意見交換という話があったんですけども、大体よろしいでしょうかね、今までの討議の中で。よろしいですか。

(「いいです」の声あり。)

6. 閉会

ファシリ
テーター

(能率協会:白鳥)

それでは、今日はこれで終わりにしますけれども、もし次回、こんなことを話し合ったらいいんじゃないのかというのが、もし話し合える余裕があれば、話し合っていたらいいと思います。

最後に、茅ヶ崎市の方からあいさつ等いただければ。

渋田さん

ポイントとして、4月16日はやるんですか、次回。そこだけ教えてください。第7回、4月16日、土曜日と書いてあるんですが。

山田課長

基本的に、先ほどの趣旨があったので、延ばすことについてだけでは支障はないんですが、ただ、要するに、基本的にワークショップなので、だれが参加してもよいということをやっていますので、皆さんにどうやって知らせようかと、それが一番大きな問題があるんですね。そこを検討しますので。

渋田さん

4月16日は広報に書いてある。

青木(有)さん

回数を改めて決めちゃうと、有効にしないといけないけども、まとまるまできちんとやりますということであればいいんじゃないですか。というふうに私は思います。

村中さん

前は、こういうのがなかったんです。だから、最初のときに、資料、今日というのは難しかったかもしれないけど、今日、一応発表してもらって、ほかのグループの部分もわかったので、私たちは続きをやりたいので、ぜひやっていただきたいということ。

山田課長

じゃあ、ちょっと申しわけないんですけども、さっき、ちょっと議事録の話があったんですけども、議事録の関係は、もしかしたら、この2週間、先ほど、シミズさんが言われたように、ちょっと検討しなきゃいけないことがあるんですけども、もしかしたら、事前に出すということはやらないかもしれない。それは了承していただく中で、この予定は、このとおりにお知らせしているので、やらせていただきたい

ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

有竹さん

できれば、紙は全部読み込んではいないので、各グループのまとめの、前回配ってくださったみたいなのを、それを、当日ではなくて、事前に欲しい。そうすると、ほかのグループがどういうふうに話し合いをしていて、自分たちもそういうことをもうちょっと話そうとかかできるような気がします。

山田課長

じゃあ、すいません。それはやらせていただきます。議事録は申しわけないですけども、そこのところ、了承していただければと思います。

それで、今言われたことはやって、事前にお送りしたいと思いますので、よろしくお願いします。今日は、本当にお忙しいところ、熱心な議論をありがとうございました。また、さらによろしくお願いします。

—以上—